

午前10時 0分開議

○議長（増田 清君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議第55号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（増田 清君） 日程により、議第55号 静岡地方税滞納整理機構の設置についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○税務課長（村嶋 基君） それでは、議第55号 静岡地方税滞納整理機構の設置についてご説明申し上げます。

議案件名簿の12ページをお開きください。

地方自治法第284条第3項の規定により、静岡県及び静岡市ほか40市町と地方税に係る滞納処分等に関する事務を広域にわたり処理するため、別紙のとおり規約を定め、静岡地方税滞納整理機構を設置することにつき、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由としましては、地方税に係る滞納処分等の事務を広域にわたり処理するに当たり、その運営主体となる広域連合を設置するためでございます。

まず、規約案を説明する前に、この静岡地方税滞納整理機構を設置する趣旨、業務内容、設置する効果について説明させていただきますので、条例改正関係等説明資料の1ページをご用意ください。

まず、静岡地方税滞納整理機構の設置の趣旨でございます。

1ページでございます。

国から地方への税源移譲に伴いまして、地方税の重要性が増す中、地方における税務行政は税負担の公平性を維持し、税収入を確実に確保するため執行体制を強化することが求められております。これまで以上に適正で効率的な事務執行が必要となっております。

上段の図に示されていますように、平成17年度の県と県内市町の滞納額を見ますと、市町

で457億円、県で134億円、計591億円の滞納額があります。なお、当市につきましては、平成17年度におきましては9億8,000万円、18年度につきましては8億9,000万円となっております。

このような中、平成19年度から税源移譲がなされ、本件においても県市町を合せ約1,019億円の増加が見込まれています。この税源移譲に伴う課税額の増加により、滞納額がさらに増加することが予想されております。なお、当市におきましては、おおむね2億円の税源移譲が予定されております。

このような状況の中、地方税の滞納額を効率的に縮減するためには、市町と県が連携しまして、滞納整理に当たっていくことが最も効果的であることから、徴収困難な事案の滞納整理業務を行う組織として、広域連合静岡地方税滞納整理機構を設置することにしました。この滞納整理機構は、徴収困難な滞納事案約1,000件につきまして徹底した財産調査、滞納処分を行うほか、市町からの個別相談への対応、職員研修を行うことによりまして、最終的には県市町全体の徴収事務の生産性の向上の実現を目指すこととしています。

2ページをお願いします。

滞納整理機構の業務と効果についてでございますが、業務につきましては上段のフローに示してありますので、ご参照いただきたいと思います。

まず、県市町が行う、また行っておる滞納整理業務でございますが、滞納整理は発生の初期段階と徴収が困難になった段階とは、その対処方法が異なります。通常の滞納整理事務は電話や書面による催告、訪問徴収などの自主納付の慫慂というのがございます。それと、財産調査や差し押さえ、換価、配当の処分を行う2つの流れがございます。

滞納整理機構はそれぞれの市町から移管された約1,000件の徴収困難な事案について、財産調査、差し押さえから換価、配当に至る滞納処分等を専門的に実施する組織でございます。このため、滞納者の自宅などを訪問して徴収することはございません。

なお、業務に当たりましては、弁護士、国税OB、警察OB等の顧問を活用した徹底した財産調査と、厳密な滞納処分を行います。

財産調査及び差し押さえに当たりましては、既に構成団体が実施した結果を踏まえた上でさらに調査を必要とするときは、事例に示してありますとおり、売掛金債権等を含む幅広い債権関係の調査や搜索を含めた追加調査を行います。その後、新たな財産を発見したときには、動産、不動産、債権を問わず直ちに差し押さえを実施し債権確保を図ります。

公売につきましては、通常の公売はもとよりですが、買い受け層を拡大し高い売却率を確

保するなどの観点から、インターネットを活用した公売など先進的な取り組みをしていきたいと思っております。あわせて、顧問の豊富な提言からのアドバイスや、機構の先進的なノウハウに基づきまして、県市町の徴収担当職員の実践的研修、市町からの滞納整理に対する異議について、迅速な対応を図る相談窓口も設けられます。

滞納整理機構の設立の効果は、下段に示してありますとおり、広域連合滞納処分等の専門機関が設立されることによりまして、県・市町が機構と役割分担して機構を活用すること。徴税職員の資質向上が図られること等によりまして、機構を含めた県市町の滞納整理の執行体制が強化され、結果として税の確実な徴収が促進され、最終的には税の公平性の一層の確保が図れることになり、より公平な税務行政が運営できることになると考えています。

税の確実な徴収の促進とは、具体的に申しますと表内にありますように、1つは広域連合の直接徴収、納付約束の取りつけでございますが、これは構成団体から移管された事案についての機構による公売等に伴う換価分と、納付約束を取りつけられた事案についての機構における直接的な徴収分でございます。

次に、広域連合設立に伴います自主納付の促進とは、言うならば、機構の設置及び機構への移管予告による移管予告効果でございます。構成団体の滞納整理の促進とは、研修等による職員の資質の向上、相談業務の充実及び大変な時間や労力を要する徴収困難事案を機構へ移管し処理させるとの役割分担の中で、この徴収困難事案の処理に当てていた時間等を、圧倒的多数を占めるその他の滞納整理に振り向けることが可能となるというものでございます。

いずれにしても、今回の広域連合は県市町が協力して滞納処分の専門機関を設置するというところでございまして、これは新たな滞納整理の手段を追加しようとするものであり、この広域連合を十分に活用することで、より一層の滞納整理が促進され、税収の確保、収納率向上が図られ、また、きちんと納税していらっしゃる大多数の市民の方々に対し、税の公平性を理解いただければ、一層の税収の確保、収納率向上が図れると考えています。このような意味をもちまして、広域連合静岡地方税滞納整理機構の成立は有意義であると考えています。

なお、広域連合が取り扱う税目は、県税及び市税の全税目で国民健康保険税を含みます。

3ページをお願いします。

上段は広域連合の規約案、組織等の概要ですので、後ほど規約案の説明の中で説明を行いますので、省略させていただきます。

下段の滞納整理機構のスケジュールでございますが、2段目の平成19年9月から10月にかけて、県市町議会で規約の議決とございます。これにつきましては現在、県各市町とも

議会と審議中、議決された市町もありますが、本市におきましても今審議を願っているところでございます。県市町すべてで議決を賜れば、11月から12月にかけて総務省への設立許可申請、協議を行い、平成20年1月には広域連合設立、広域連合長の選挙、引き続き平成20年2月から3月にかけて広域連合議員選挙の実施、その後、広域連合議会が開催され、平成20年4月より滞納整理業務の開始の予定になっております。

以上で、広域連合の設立、実施、業務内容についての説明は終わらせていただきます。

それでは、議案件名簿の13ページにお戻りください。

静岡地方税滞納整理機構規約（案）でございます。

第1条は、広域連合の名称で、この広域連合は静岡地方税滞納整理機構といたします。以後「広域連合」といたします。

第2条は、広域連合を組織する公共団体で、広域連合は静岡県及び静岡県内の全市町をもって組織する。これは以下「構成団体」といたします。

第3条は、広域連合の区域で、広域連合の区域は静岡県の区域とする。

第4条は、広域連合の処理する事務で、広域連合は次に掲げる事務を処理するものでございまして、第1号は地方税の規定に基づき、県または市町が賦課徴収することとされている地方税に係る滞納事案のうち、構成団体から広域連合が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務でございます。

第2号は、構成団体の職員に対する徴収業務に関する研修事務、第3号は、第2号に係るもののほか、地方税の滞納整理に関する事務でございます。

この各号の事務につきましては、先ほど説明してありますので省略させていただきます。

第5条は、広域連合の作成する広域計画の項目で、広域連合が作成する広域計画には、次に掲げる項目について記載するものとする。

第1号は、地方税の滞納整理事務に関連して、広域連合及び構成団体の行う事務に関すること。第2号は、広域計画の期間及び改定に関すること。

第6条は、広域連合の事務所で、広域連合の事務所は静岡市に置きます。

第7条から第10条までは、広域連合の議会の議員定数、任期、被選挙資格、議長、副議長に関することを定めたものでございます。

第7条は、広域連合の議会の組織で、広域連合の議会の議員の定数は8人とする。

第8条は、広域連合議員の選挙の方法で、広域連合議員は構成団体の議会において、構成団体の長、これは知事を除きます、及び議員のうちから次の各号に掲げる区分に応じ、当該

各号に定める人数を第1号にあつては静岡県議会、第2号及び第4号にあつては各市議会、第3号、第5号にあつては各町議会において選挙するというもので、1号から5号までは議員定数を定めたものでございまして、1号は静岡県議会議員2人、2号は市長2人、3号は町長1人、4号は市議会議員2人、5号は町議会議員1人でございます。

第2項は、静岡県議会の選挙については、地方自治法第118条によるというものでございます。

第3項は、各市町議会における選挙については、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦のあったものを候補者とするものと定めたもので、詳細は各号のとおりでございますけれども、当市の議会に係る1号及び4号についての説明をいたします。

第1号は、第1項第2号に掲げる者、これは市長でございますが、すべての市長をもって組織する団体または構成団体のうち、長の総数の8分の1以上の者。

第3号は、第1項第4号に掲げる者、これは市議会議員でございますが、すべての市議会の議長をもって組織する団体、または構成団体の議員の定数の20分の1以上の者とされています。

第4項は、当選人について定めたもので、前項の選挙は市議会における選挙については、すべての市議会、町議会における選挙については、すべての町議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者を当選人とするものと定めたものでございます。

第9条は、広域連合議員の任期で、広域連合議員の任期は当該構成団体の長または議会の議員としての任期による。

第2号は、広域連合議員が構成団体の長または議会の議員でなくなったときは、同時に職を失う。

第3号は、広域連合の議会の解散があったとき、または広域連合議員に欠員が生じたときは、前項の規定により速やかにこれを選挙しなければならない、と定めたものでございます。

第10条は、広域連合の議会の議長及び副議長で、広域連合の議会は広域連合議員のうちから議長及び副議長1人を選挙しなければならない。

第2号は、議長、副議長の任期は、広域連合議員の任期による、と定めたもの。

次は、広域連合の組織について説明いたします。

第11条は、広域連合に広域連合長及び副広域連合長を置く。

第2号は、広域連合長及び副広域連合長は、広域連合議員と兼ねることができない。

第12条は、広域連合の執行機関の選任の方法で、広域連合長は構成団体の長のうちから構成団体の長が選挙によりこれを選挙する。

第2号は、前項の選挙は第15条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

第3号は、広域連合長が欠けたときは速やかにこれを選挙しなければならない。

第4号は、副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する、と定めたものでございます。

第13条は、広域連合の執行機関の任期で、広域連合長の任期は4年とする。ただし構成団体の任期を定めのある職を兼ねる者にあつては当該任期による。

第14条は、第11条に定める者のほか、会計管理者その他の職員を置く。なお、会計管理者につきましては必置義務でございますので、構成団体の一般職から兼任により任命する予定と聞いております。その他の職員につきましては、正規職員17名が予定されておまして、構成団体からの職員派遣により対応し、派遣職員は構成団体の併任とするということでございます。

また、顧問につきましては、弁護士、国税OB、警察OB等から非常勤職員として配置する予定でございます。

第15条は、選挙管理委員会で、広域連合に選挙管理委員会を置く。

第2号は、選挙管理委員会は、4人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

第3号は、選挙管理委員は、構成団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有する者のうちから、広域連合の議会がこれを選挙する。

第4号は、選挙管理委員の任期は、4年とする。

第16条は、監査委員で、広域連合に監査委員2人を置く。

2項、監査委員は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で地方公共団体の財務管理、事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見を有する者及び広域連合議員のうちからそれぞれ1人を選任する。

第3項は、監査委員の任期は、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とし、広域連合議会のうち選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間はその職務を行うことを妨げない。

第17条は、広域連合の経費の支弁の方法で、広域連合の経費は構成団体の負担金及びその他の収入をもって充てる。

第2項は、前項の負担金の枠は次の区分により広域連合の予算において定める。

第1号は、基本負担額。第2号は、処理件数割。第3号は徴収実績割でございます。

なお、負担金の額でございますが、第1号の基本負担額は、すべての構成団体が定額で負担する金額で、市町は年10万円、県は3,000万円でございます。

第2号の処理件数割額は、当該年度に広域連合へ移管する事案1件当たりに、一定額を乗じた金額でございます。これは1件20万円でございます。

第3号の徴収実績割額につきましては、後ほど説明いたしますが、附則で平成22年度から実施するとされています。

なお、当市の負担金額の予定でございますけれども、平成20年におきましては、基本負担額が10万円、処理件数割につきましては15件の移管を予定していますので、全部で310万円を予定しております。

第18条は規則への委任で、この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合が規則で定める。

次は、附則でございます。第1項は施行期日で、総務大臣の許可のあった日から施行する。

第2項は、平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。

第3項は、広域連合設立後、初めて行う広域連合の長の選挙は、第20条第2項の規定にかかわらず、静岡県知事が指定する場所で行うものとする。

第4項は、第17条第2項の規定にかかわらず、平成19年度における負担金の額は基本負担額のみにより、平成20年度及び平成21年度の負担金の額は基本負担金額及び処理件数割額のみにより、それぞれの広域連合の予算において定める。

以上によりまして、議第55号 静岡地方税滞納整理機構の設置についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

○9番（増田榮策君） 昨日の下田市の滞納の件について聞いたんですが、約9億円からの滞納の固定と申しますか、そういうのがあるわけです。そのほかにも2億7,000万円から約3億円近くが固定化する寸前の税ということです。

今回のこの広域連合の設立趣旨を見ますと、税源移譲によって推計で市町村の分が1,019億円程度の滞納の増加が予定されていると、こういう趣旨の設立でございます。もう既にこの税源移譲が行われることによって、もう滞納が出てくるんだと、こういう予想もされてくるわけですが、果たしてこの市町村の収納業務で取れなかったものが整理機構において、簡単に取れるとはなかなか思えないんですよ。簡単に取れるようだったら、では今までの収納はどんなことをしていたんだ、怠慢じゃないかと、こういうような考えも出てくると思うわけですが、果たして費用対効果、この点について本当にあるのか、当局はどういうふうに思っているのか、その点をお聞かせください。

○議長（増田 清君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） まず、税源移譲で1,019億円、静岡県内であります。それと、下田市では2億円もあります。言うなら、これは税源移譲をされる前から、やはりこれだけの、所得税と一緒になれば一緒という税でございますけれども、やはり地方税につきましては上がるということでございますので、これは懸念されておりました。

今、簡単に取れるかということですが、やはり下田市におきましても、先日質問がありましたように、滞納対策係をつくりまして、滞納対策に当たっておりますけれども、やはり市の今までの蓄積したノウハウ、この滞納整理につきましては膨大な時間とノウハウ、それとやはり法的のものがございまして、それでかなり難しい部分も残っております。そういうものにつきましては、この滞納整理機構につきましては、これが専門とする機関でございますけれども、簡単に取れる、取れないというより、すぐ差し押さえをして処分をするというぐあいに特化したものでございますので、取れる取れないはちょっとわかりませんが、かなり効果があるのではないかと考えています。

それと、費用対効果につきまして、今負担金10万円と、1件当たり20万円払うんですけれども、この負担金の費用対効果が損か得かということでございますけれども先ほど機構の設立の効果で概要を説明しましたが、まず機構の設立効果としましては、機構による公売、差し押さえによる直接徴収、納付誓約の取り付け、これは機構が直接徴収する分でございます。

それと、もう一つ一番大きいと思われているのが、やはり市が滞納者に対して移管予告通知を発すること、これによって自主納付が促進される移管予防効果が多いと思います。これにつきましては、先進地の事例等におきましてかなりございます。これによりまして、あと構成団体の滞納整理の促進ということの効果があるということでございます。

それで、機構による公売、差し押さえや直接徴収、納付誓約の取り付けにつきましては、

移管する事案によります。これは言うならば換価できるものが、移管されれば換価されるということですが、例えば市の調査の中で、徴収が可能とされるが、換価されるが複雑な法律の問題、それと滞納処分処分につきましては、私債権とすごく優先順位とか、物すごく法律問題がございます。これにつきましては非常に専門的知識が必要とされるものがあります。

この徴収事案となっている事案がありまして、これにつきまして今の市ではちょっと時間がかかるし難しいというものについて、機構に任せることによりまして、これは機構は厳密で広域的な財産調書がより新たな財産の発見につながるということもあり得る。このような事案については専門知識を生かした機構ならば、換価ができるのではないかということと、これである程度の効果が、損得勘定はなるのではないかということがございます。

それと、また先ほど言いましたように、移管による効果ということで、これにつきましては市の方に先に納付誓約が取れるという効果が大きいのではないかと。それと、あとやはりこの徴収困難事案を機構に移管するという役割分担ということで、この処理に要していた時間を、他の滞納整理に回せるということの効果も大きいと思います。

全体的に言いますと、移管事案の選定に当たって負担金額を念頭に入れた選定に留意していけば、損得勘定は合うと思います。ただ、そのほかでやはり税收効果、確保、収納率の向上が十分期待できるので、これについて設置効果というのは十分あると考えております。

○議長（増田 清君） 9番。

○9番（増田榮策君） 今の課長の答弁でございますが、この徴収に関してはこの機構よりも市の徴収の方がプロなんですよね。もう長年のノウハウが積み上がっているんですよ。完全にこの整理機構というのは、要するにこれからスタートする団体なんです。だから市の徴収において取れなかったものが、この機関で簡単に取れるとは思わないんです。

ただ、債権において、1つの債権において第1抵当、第2抵当、第3抵当、第4あったと、そういう複雑な債権の話し合いは時間がかかるからというところに機構に移して債権の話し合いをやって一部でももらうと、これはできると思うんですよ。

ただ僕が考えるところによると、下田市においてはそういう債権はないのではないのかな、件数が少ないのではないのか。

要するに、この機構そのものの一番の特徴は、各市町村の徴収事務において、相手側に債権が残ってあっても、なかなかその団体が取りにくい団体であると、もう少し市町村より大きな圧力を持って取る税金の取り立て機構と私は勘ぐるんですよ。これが本音だと思うん

です。

要するに、例えば暴力団関係者が長期に大量の納税を拒否していたと、それについては市町村の職員では対応ではきかないよと、こういうことに関してはこの機構で権力とかそういうものを、OB、警察、弁護士、要するに検事上がり、そういうものを持ってして対抗していかうという私は取り立て機構の特徴だと思うんです。そうしますと、これをいろいろ子細に検討してみますと、この下田市においてはそういうものが余りないのではないかなと、そういう気がするんですが、その点いかがでしょうか。

○議長（増田 清君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） 個別にこういうものがこういうものというのは言うことはできませんけれども、ないとういことはありません。というのは、やはり昔というか、バブル崩壊後の債権につきましては、言うならば国とか銀行等がいろいろな債権回収機構をつくりましてやっております。今はほとんど終わっていますけれども、そういうことを対抗していくにつきましては、やはり弁護士さん、それと国税のOB、そういうことでの知恵というものが必要となっております。

それと、今回の機構の特徴でございますけれども、職員17名は各市町から派遣されていく職員でございます。多分これにつきましては、やはり各市町でそれなりのノウハウを持っているという職員だと思います。それと増田議員が言いましたように、今は広域的になっております。今は大きく言いますと、下田市の滞納の6億円の中でも、市外の方というのは3億円ぐらいはあるのではないかと思います。それについては私たちの方から今東京の方までなかなか調査に行けないと。そしてやはりほかの債権関係につきましても、いろいろな債権がございますので調査が難しいということでございます。そういうことを任せていくことによって、うちの方の債権、債権というのは滞納額がかなり減るのではないかと。

市が一生懸命やったものが簡単に取れる、それは思いませんが、1年間かけて全部調査してやっていただければ何がしかの効果が出てくると思っております。取り立てという言葉がちょっとこの新聞に、取り立てと載りましたけれども、取り立てという言葉がちょっといいのかわかりませんが、何しろもう自主財源の確保というものが前提条件でございますので、これと滞納整理には十分ということではございませんので、3つというのは市とこういうところをうまく使いまして、滞納整理に努めていきたいと思っております。

○議長（増田 清君） 9番。

○9番（増田榮策君） 今までの下田市の徴収を見ていると、私は顧問弁護士等の利用を余り

にもしてこなかったのではないかなと、今の課長さんの答弁にもあったとおり、そういうふうに思うんですね。もしそれが完全に取れないような、もし対抗できないような組織や団体であれば、当然顧問弁護士を使って徴収をしなければならないんじゃないかなと、そういうふうに思うんですよ。こここのところ半年ぐらいの新聞を見てみますと、サラ金の過払いが相当市民があるということで、きょうの新聞にもサラ金の会社が倒産をして、過払い請求を市民が求めても払えないのではないかと、こういうようなことで問題になって、朝からテレビでもやってそれを見てきましたけれども、九州あたりの自治体では、一般の市民でもサラ金とかのこういう業者の相談窓口があるんですよ。それで過払い請求は簡易裁判で7,000円ぐらいでできるんですね。

そうしますと過払いで100万円とか200万円とか50万円と、そういうふうに取りれる例がかなりあるんです。私も何件が手伝ったことがありますけれども、かなりあるんですよ。

それで、その中から税を未納の方を、過払いをやっている自治体もかなりあるのです。課長さんも知っていると思うんですけれども、やはり下田市あたりだってそういうのもたくさんあると思うんです。

私は税の徴収の仕方をもっと厳密にいろいろな角度で工夫していけば、かなり収納だつて上がるような気がするんです。この連合の機構に丸投げしたからといって、取れるようでは税の根幹にかかわる徴収の義務の一部を放棄するような形になるのではないのかな。職員の意欲も少し半減して、いや向こうに任せればいいんだというようなことにならないのかなと、それを心配するわけです。その点どうなんでしょうか。

○議長（増田 清君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） 過払いということについてはちょっと私の方から言うことはできませんけれども、職員についてはやはり今年で2年目ですか、やっておる。その前から差し押さえとかそういうのは、職員は一生懸命やっておりますけれども、現実的において数が大きいということもありますし、やはりもう古いものにつきましては調査が難しいということもございます。これにあるのかないかなということは別でございますけれども、なぜ顧問が必要なのかということにつきましては、増田議員が言ったとおりでございます、これは弁護士につきましては、法令解釈に関する相談、不服申し立て、今は申し立てが多いんでございますけれども、それに対する相談。

それで、国税OBについては、滞納処分による実務的な相談、警察OBにつきましては、脅迫、威嚇等によります職員の安全を脅かすおそれのある事案に関する相談、それと行政対

象暴力対策の相談等にのるといふことと、あとは捜索等における警察署への事前調整。銀行OBにつきましては、民間取引に関する実務。裁判所のOBにつきましては、やはりもし裁判になった場合のいろいろな調書があります。

そういうものの相談ということをごさいますて、下田市におきましては弁護士さんに私も相談していないということをごさいますせん。相談してやっておりますけれども、実質的にいうのはやはりこの国税OB、警察、裁判所のOBということになると思います。こういうものにつきましては、今下田市のノウハウにつきましては、警察とかそういうところになかなか難しいという面もあります。そういう面からこの顧問があるといふことと、各市町から兼任で行かれる職員の方たちもそれなりのプロでございますので、その中で1年間に分けて特化した、それだけという機構でございますので、それなりの効果は出てくると思っております。

○議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） 2つの側面から質問をしたいと思います。

第1の質問は、法的に問題がないのかと。ご案内のように税の徴収、税の課税は租税法律主義ということで、憲法84条あるいは30条で規定がされているところです。課税要件、そしてまた課税団体、どこが課税するか、税率納付、徴収などすべて法律に基づいて厳格に規定がされているわけでありまして。税務にかかわる公務員は、ご案内のように公務員法のみならず、所得税法や法人税法、地方税法の各税法において守秘義務が課せられているわけでありまして。

この租税法律主義公務員法、あるいは税法に基づく守秘義務と、課税団体以外の者が徴収をするというようなことが果たして法的に許されるのか、私は許されないのではないかと申すわけでありまして。

地方税法の284条の3項、あるいはこの議案で出されていますのは、291条の11項、広域連合の規定の上に、さらに税については税法の規定が充足しなければならいと、こういうことになろうかと思うわけでありまして。まさに徴収不可能なものについて、取り立て屋に取り立てを頼むと、このような仕組みをつくること自身が法律的に大きな問題を抱えていると、こういうぐあいに言わざるを得ないと思うわけでありまして、どのような法的な見解を持っているのか、まずお尋ねをしたい。

第2は、この地方税滞納整理機構の設置の内容からいって、これに加入すると大変効果が

あるんだと課長は答弁をしているわけでありませう。しかし実行していないわけだ、計画段階であります、その実績は全くない。こういう状態の中で昨日の私の質問に対して、18年度は8億9,000万円からの滞納額があると。そのうち6億円は差し押さえがしてある、なお、2,100万円については徴収猶予してある、徴収可能なのは2億7,000万円だと、こう言っているわけだ。そしてその6億のうちほとんど5億円近くは特別土地保有税だと、もう現在では課税していないと、土地にかかわる税金だと。これらのことを考えますと、6億円の差し押さえが、下田市が第一番先頭の優先権を持っているわけではない、5番とか6番とか、下手をすれば10番の優先権でしかない。銀行や企業が先に差し押さえしている、こういうことになるわけだ。この機構が、それらを換価してみても配分金はほとんどないと、こういうことにならざるを得ないと思うわけだ。そしてなお2億7,000万円の徴収可能なものをこの機構に委託するなんてことは本末転倒だと、こういうことになると思うわけだ。

すでに当市においては、滞納整理のための対策係を税務課の中に3人を配置して、これらの手続は進めてきていると思うわけだ。屋上屋を重ねる機構の作業にならざるを得ない。しかもこの機構に仕事を頼むよということになると、滞納者は納めるかもしれないと、このような答弁でして、全く取り立て屋にやるから納めなさいと、脅かしをかけて税の徴収をする、こういう姿勢もまた問題であると思います。

さらに、この機構の持っている性格がどういうものか。市町村は10万円だと、県は3,000万円出してもらおうと、これは何を意味しているのか。まさに県税の滞納を、広域連合の名のもとに、自らの県税の滞納整理をしようというこういう組織ではないかと。当市にとっては何らメリットのない組織ではないかというぐあいと思うわけでありませう。この点はどういうわけで県が3,000万円で、市町村は10万円という規定になっているんだと。

さらに、こういう点で言えば、県はこの1年間で差し押さえ等々を何件公売して換価したのか、市町村段階はどうか、そういうデータを提示してください。そういうものがない限り、課長が言うところのこの組織の効果があるのかないのかわからないです。

しかも、その点、2点目の質問の内容ですが、しかもこの職員は各市町村にいる県職員や、恐らく自治体の税務を担当する職員17名をもって充てると、こういうことでありませうので、何らそのレベルが下田市の課長や市の職員とレベルが変わるものではない、同じ職員だと、こういうことにならうかと思ひます。この職員が実質的に仕事をするのはこの17人だと。ただ相談として弁護士、国税のOB、警察官等々の顧問が相談に乗ってくれるよと、それだけのことでこの方々が常勤の職員ではないわけだ。下田市にも顧問弁護士はいるわけであり

ます。国税や警察、あるいは銀行のOB等も下田市にもいるわけですので、そういう人たちの知恵が必要なら、下田市がかりたらいいんじゃないでしょうか。あえてこの組織に加わり、この組織の知恵をかりなければならぬということは、ないのではないかと思います。

さらに、定数が8人だと、こういう組織になっております。全く雲の上の組織になる。下田市の意見がどのように反映される組織になるのかということになると思います。後期高齢者の選挙でやりますように、議員及び首長の任期ということになれば、この8人の選挙ばかり毎年やっていると、状況はこういうことになりはしないですか。組織としてきっちり管理監督する組織になり得ないと、こういう大きな矛盾を持っていると思います。

それから、15件、1件20万円の基本料を含めて310万円を平成20年度に予算化したいと、こういうことでありますが、市税と国民健康保険税だと、こういう内容であります。そうしますと国民健康保険税の中で、この機構に出すような案件は私はないのではないかと、あったにしても、いやほとんどないのではないかと、あるというならその根拠を明らかにしていただきたい。

それから、市税の方については、このあと15件出すと言っているわけですが、昨日の私の質問に対する課長の答弁から申して、15件出す内容のものは全くないと。端的に言ってしまえば、特別土地保有税の欠損処分をするために調査したけれども不明だと、したがって欠損処分をしますと、こういう理由づけをするために調査をするという結果になるのではないかと、こういう危惧をするわけであります。これらの点について、当局の見解をお尋ねいたします。

○議長（増田 清君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） まず、租税法律についてでございます。これにつきましては、我が国日本国ですけれども、これは憲法第84条及び第30条で租税法律主義というのが規定されております。これにつきましては、広域連合は县市町と同様に、地方自治法に定められた公共団体であることから、賦課徴収を行う組合は租税法律主義の適用を受けることとなります。

ただし、今回の静岡地方税滞納整理機構は、単に县市町からの滞納整理事務の一部を移管することでありまして、憲法第84条に言います新たに税を課し、または現行の租税を変更するものではなく、納税義務者等に対し直接的かつ重大な影響を及ぼさないことから、租税法律主義の考え方には抵触しないとされております。

また、広域連合につきましては、地方自治法284条3項の規定に基づきまして、複数の地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務について広域計画を作成し、連絡調整

を図りながら総合的かつ計画的に事務処理を行うということを認めておりますので、この業務は静岡地方税滞納整理機構でできると解釈しております。

また、守秘義務、納税義務の関係でございますけれども、これは沢登議員が言いましたように、税務にかかわる公務員につきましては、公務員法以外に地方税法等におきまして、守秘義務が課せられています。広域連合の派遣職員は派遣元の身分を併用するというようになりますので、関係する法令は市の職員と同様に適用されるということと、また機構の職員になるわけですが、これは地方自治法第292条の規定によりまして、地方税法の規定が準用されるため、機構の権限の範囲内で徴税吏員になります。徴税吏員になるということは、これは地方税法第22条ですけれども、守秘義務というのが課せられます。

それと、機構の設置内容、これにつきましては今8億9,000万円の滞納で、6億円はされているということで、下田市が一番優先順位のものがあれば、これは市の方でできますし、それは配当されます。

ただ、これで税務課には滞納対策係が3人おります。これについては昔のままでやはり古くなっているということで、また整理を始めています。その中で財産がうちの方で見つければ、去年も行いましたように土地の公売を行って換価しております。今回につきましても予定ですが、本年度もやる予定でございます。ただその中でもやはり、言っては悪いですが、手に負えないものというのがございます。換価できる可能性があるけれども、やはり私的債権とかいろいろな関係上で、もしやって裁判とかなるのだったらどうしようとか、そういうものもございます。そういうものは、言うならば任せていきたいと思っております。

それで、市の方につきましては滞納対策係がおります。下田市につきましては2年前から特別に高額事案などを担当する部署を設けて滞納整理に当たって、効果が出ると私先ほど言いましたけれども思っています。例えば、この中でもし公売事件も下田市で売るより全国的レベルで売った方が売れる場合もございましょうし、それとやはり顧問、言うならば警察OB、そういう方々の協力が得られれば早期に解決できるという事案もあるかもしれません。そういうことについて移管にするということで、役割分担をしていくということが重要だと思います。それで、さらにその職員を充てることによってほかの面で徴収効果が上がるというのが、私の説明でございます。

それで、いまだ実績がないのかということですが、県とか各市町のそういう実績は私の方ではわかりませんが、この滞納整理機構に近いものは一部事務組合として、今先進地に3県ぐらいありますか。埼玉、茨城、和歌山にできたと思います。その辺につきま

してはやはり参考にいたしております。そういうところにおいてはこのような事例がたくさんあるということです。それからはじき出した効果でございます。

それで6億円のうちないではないかということですがけれども、それは何かわかりませんが、私はある程度はあると思っています。

それで、下田市の職員とレベルは変わらないではないかということですがけれども、職員でございますからレベルは全然一緒だと思います。ただ、それが広域的に、下田市のその人が税じゃないかもしれない場合もありますね。各知り合いもあると、そういうことがありますと一緒にやることによりまして、効果が出てくるではないかということですが、やはり逆にそこに派遣したり、また相談をすることによって、下田市は来年派遣いたしませんけれども、そういうことのノウハウが各市に流れてきますので、そういう職員の資質の向上、そういうことも十分な効果になると思います。

議員定数8人が少ないかということで、市民の声が反映できないかということでしょうか。

これにつきましては、広域連合の議員の定数は8人でございます。これは実施する事務が滞納処分に特化していると。他一部事務であるということ。それとあとやはり他県の同様の一部事務組合が七、八人ということで、議員定数を8人としこもでございます。

ただ、これにつきましては構成団体数、これは県等43あります。幾らか議員定数が少ないということがございます。それで議員の構成につきましては、構成団体の县市町の意見を的確に反映することができるように、県・市・町のそれぞれで首長及び議員ごとの区分により定数を設けるといたしております。これによって区分前の代表者を選出することになります。

また、委員の選出方法につきましては、一部事務組合と異なりまして、各市町議会等の選挙で選出されることとなりますので、民主的な運営ができると思っております。

310万円の予算化につきましては、国保の中にあるのかなのかということでございまして、これは決まっておられませんので、あるなしはございませんけれども、前の質問の答えの中に国保税につきましては、やはり国保税の実態、滞納者の実態、国民健康保険税制度の関係がありますね。今のは短期証、資格証明、それとそこには今は税の担当者といろいろな話し合いをしています。取り扱いが今は税とちょっと違うということでございますので、今のところ私の考えでございまして、国保税だけの滞納者については市で対応していきたいと思っています。ただ、この中でやはり税の公平性の観点がありますので、資力があっても一切納税交渉に応じない方、あるやなしはわかりませんが、そういうことがありますれば、それはどうしても徴収困難になっていけば、将来は移管することも考えております。

あと……

[発言する者あり]

○税務課長（村嶋 基君） それについては、お話し合いの中で決まったわけで、沢登議員が言うこともあると思います。言うならば県税、特に県民税というのは、県は手を汚さないわけですね。市町村が全部やるわけです。市町村が収納率を上げれば県も上がるということでございます。ただ、今回の機構につきましては、県につきましては、県税自らこの機構に移管することはございません。言うならば市町村を優先するというところでございまして、市町村が移管した事案の中に県税の滞納があれば、一緒に処分するというところで、県税自らというか、そういうことからこの想定はありません。

○議長（増田 清君） 1番。

○1番（沢登英信君） 今回の課長の説明で、納得のいく部分と、ほとんど納得のいかない部分が多いわけでありますが、租税法律主義は課税権だけに及ぶわけではなくて、当然それは徴収する権利権限にも及ぶことは明らかだと思います。特化しているからこの広域でいいんだと、こういう理屈というのは私は成り立たないのではないかと、ここは見解が分かれることですので、意見として申し述べておきたいと思っております。

それから、この実例としては一部事務組合があると、この一部事務組合の例をひいておりますが、県の広域でやるのと一部事務組合でやるのとは、全然状態が違うと思うわけです。同じような観光地同士、その同じような税目が滞納していると、こういうところと静岡や浜松のように、法人事業税や法人税等が大きく財政を占めているところと、そうでない固定資産税等が中心的な税目のところを、全く一緒くたにしてしまって、同じようにやるというようなことは、やはり大きな矛盾がそこに出てくると、実績を見なければならんというぐあいになると思うわけです。広域でやるのと一部事務組合での実績というのは、その自治体の経済状況や実態が違うわけですから、そういうものを無視して上からすべてかぶせてしまってやろうというとうなのは、そこに大きな矛盾や落とし穴が出てくるのではないかと、こういうぐあいに思うわけです。

したがって、やはりこの案件については、しばらくこの決定を中止して、後ほど実績を見て加入をするというようなことはできないのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（増田 清君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） 実績につきましては、今からつくるんですからないのは当たり前のことでございまして、言うならば、こういうものをつくる時はやはり先進地の事例とか

いろいろなものを参考にしなければならないと思います。それで、これにつきまして各市町、県も含めましていろいろな交渉、いろいろな協議をしまして、県を含んで全市町でやろうということになりましたので、これは議会の関係がございませけれども、私どもの方としてはこの規約はどうしても通していただきたいと思っております。

それと、上からの押しつけとか、それは各市町、私たちのところは固定資産税の収納率が低いです。これは観光地全部そうです。それと言うならば、法人税につきましては市民税ですね、下田は2億円ぐらい、今は裾野とか伊東ですと30億円を超えているということがございます。それで向こうに出す案件が違うということがございます。これは移管する事案というのは構成団体が選ぶものですので、どの事案を出すかということで機構が扱う事案というのは変わってくると思います。下田市が固定資産税、決算を見ればわかりますように固定資産税、都市計画税、言うならば土地保有税の滞納額が多いということになれば、そういうところで大口があるということがあれば、うちの方のルールを今つくりつつありますので、そのルールにのっとって移管していくということがございますので、移管する事案によりまして全部変わってくると思います。

○議長（増田 清君） 1番。

○1番（沢登英信君） 最後にもう一点だけお尋ねしたいと思います。

この17人の職員については、下田市も派遣する可能性があるのかないのか。そして派遣するとすればどのような条件になるのか。例えば、この職員になる期間というのは、何年を一つの目安にしているのか。その方の住居や給与体系というのはどういうぐあいになるのか。20年から開始するので先の話だよということかもしれませんが、そういう既に17人の事務職員の条件も明らかにしておりますので、お尋ねをしたい。

なお、弁護士、国税OB、警察OBというのは具体的にはどういう立場の人を想定しているのかということがわかれば明らかにしていただきたい。なおかつそういう方について、ぜひ下田では頼めないのかということをお尋ねしたいと思います。下田市としては頼めないのか。

○議長（増田 清君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） 17人の職員について下田市はどうなのかということでございまして、今、20年、21年の問題は職員を派遣することはないです。ただ、機構の方からはやはり全市町でやるということですので、応分の職員の派遣を求められる。それについて先の話ですけれども、26年ごろは何かしなければいけないのかなと思っています。

職員につきましては、先ほど言いましたように併任ということでございますので、全部今県の本部の方と人事の方がちゃんと調べておりますので、そう不利益にはならないようになっております。

静岡市の方へ行くこととなります。

あと、国税OB、警察OBを頼めないのかということですがけれども、言うならば事案1件ずつに頼むということも難しいし、どの人に事案によって頼む人が違いますので、嘱託制度とかそういうのがございますればできましようけれども、今、下田市においては職員の嘱託もございませんので、こういうものについてちょっと今のところできないと思います。弁護士さんについては顧問弁護士さんがおります。

○議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ありますか。

それでは、質疑の途中ですが、ここで10分間休憩したいと思います。

午前11時 8分休憩

午前11時18分再開

○議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、議第55号の質疑を続けます。

5番。

○5番（鈴木 敬君） 1点質問させていただきます。

まず、この静岡地方税滞納整理機構というものはどのような経過の中で発想され、生まれてきたのか。そしてまた、この滞納整理機構というものが、滞納整理機構だけで終わるのかどうなのかという点について、少しお聞きしたいと思います。

というのも、平成18年3月に静岡県の方で「地方税一元化のあり方について」という検討結果報告書を出しております。それによりますと、平成17年1月にすでに静岡県は地方税の課税から徴収に至るまでの一連の事務について、共通事務などを一元的な組織で取り扱うものとする地方税一元化構想を提案しているとされております。その地方税一元化の内容としましては、地方税賦課徴収事務の共同処理と電算システムの統合、そして申告書など各種様式の統一化というものを目指しているというふうなことです。それに向けて17年1月から18年2月には市町の説明等を行い、そして18年から19年度にかけてそれぞれの市町と合意形成を行いながら、滞納整理機構を立ち上げると。20年4月から滞納整理機構を発足させ、県下

一元化された税の徴収というものを目指していくというふうなことで、そして平成20年の初頭には静岡地方税機構というものを設立したいというふうなことを、県の方では意図しているというふうに、この検討結果報告書の方に載っております。

具体的な内容としましては、機構本部のもとに電算システムを統一化、あるいは統合化し、そして全県を8つの地方税事務所にまとめると。下田地方税事務所、熱海地方税事務所、次に沼津、富士、静岡、藤枝、磐田、浜松と、8つの地方税事務所にまとめて、そして全県下での税の一元化を図るというふうなことを県の方では意図し、そして各市町の方とも相談して進めているというふうに、この検討報告書では記載があるんですけども、そのようなものにした一つのステップとして、滞納整理機構というものがあるんだというふうなとらえ方をしてよいのかどうなのか。

今、税務課長のご説明の中では、そのような県の意向等々に関してのことがなかったんですけども、ただ単に整理機構、下田のこげついた債権を持って行けばいいんだというふうなことだけしか言っていないんですけども、その目指すところが電算システムの統合とかいうふうなところまできて、書式の統一化だとか、いろいろなところまできますと、地方自治体のさまざまな課税権の問題とか、条例制定の問題とかいろいろな面でも影響が波及してくると思います。だから、そこら辺のところを踏まえて、この滞納整理機構というのがあるのかどうなのか、そこら辺についての税務課長をお考え、ご説明をお聞きします。

○議長（増田 清君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） 地方税一元化構想、これにつきましてはかなり前からございます。地方税一元化構想は静岡県が17年1月に取りまとめました。これにつきましては先ほど鈴木議員が言ってございますけれども、地方税の課税から徴収に至る一連の事務について8カ所の財務事務所と、市町村税は市や町の税務課等でそれぞれ行われているものを一元化するというところでございます。これについてはシステムを統一する、言うならば静岡県じゅう全部システムを統一するということと、人員をどのように配置するか。県の職員と税務の職員というのは、物すごい数でございますので、その辺の縮減も兼ねましてございます。

これについては、まずこの滞納整理機構ができる前にもう一元化構想をとというのはずっと始まっております。やはり一元化構想につきましては、膨大な費用と市町の負担金がどのくらいになるのか、そういうものがある程度示されはしましたけれども、それについて各市町とかいうのがまだ納得していないということでございまして、その中で一元化というのは課税徴収でございますので、徴収部門だけをまずやっつけていこうではないかということで決まり

まして、それで今は県におきましてはこのシステム改修がどうなるのか、幾らぐらいかかるのか、言うならば法律的にはどうなるかというのを、今検討しているということでございまして、地方税一元化に関する一つの部門と考えてもよろしいですけれども、これについてはこの滞納整理機構に参加したら、この一元化構想に入るといことはございませぬ。そこはもういろいろな人たちの話し合いの中で、これについては拘束するものではないと。ただ県の方には何とか入ってほしいということがございませぬけれども、現実的においては一元化構想にはこの滞納整理機構が入ったということが条件にはならないということで、滞納整理機構の今回の規約案を出したということでございませぬ。

これにつきましては、また新しいものになれば議会の方に規約案が出てきますので、そのときは審議願いますけれども、まずは組織体制、方法、電算システムの構築の全体経費、それに個々の負担額、あと事務所をどこに置くのか、そういう費用の関係、人員の関係等がきちっとわかっておりませぬので、これについては推移を見守っていきたいということでございませぬ。

○議長（増田 清君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） では、県からそのような意向が伝えられ、市町、下田市もその県との協議の中で進めているというふうな、基本的な認識としてはそういうふうなことでいいのですか。とりあえず滞納整理機構までは全県下、県と42市町が一丸となって、一体となってやるというふうなことを目指していると。ただその先のことに関してはまだ不明な点があるというふうなご説明でしたけれども、下田市の立場としてはそこまで踏み込んだ話し合いというか、結論というふうなことは、方向性というふうなものは出していないんですか。いずれは税の一元化に向かって下田市もやっていくのかなというふうな方向で考えておられるのかどうかというふうなことは、現時点ではまだ全く白紙とは言いませんけれども、まだはっきりはわからないということなんですか。

また、税の一元化に当たっては、確かに住民の利便性が向上するとか、行政事務の効率が図られる、滞納整理機構なんかも専門的な集団を集めて、かなりハイレベルの徴収事務にも当たるだろうし、そういう意味である程度税全体についてのレベルアップも図られるんじゃないかと思うんですけれども、また、地方自治の本旨に反しないかというような懸念もあります。地方税の賦課課徴は自治権及び賦課徴収権に基づく地方公共団体固有の権能であって、地域の住民に必要な行政サービスを提供するために、地方公共団体自らが賦課徴収を行うというのが地方自治の趣旨であるというふうなところと、若干いろいろとそごするところも

あるのかというふうに思います。

また、平成11年に国と地方公共団体の関係及び都道府県と市町村の関係を上下、主従関係から対等な協力関係に転換するために地方分権一括法が制定され、法定外目的税が創設される等課税自主権の拡大が図られたというふうな地方分権の大きな流れと、この税の一元化というようなことが、どのように関連していくのかというふうなところも不明な点があるんですけれども、そこら辺についての市のご見解をもう一度お聞きします。

○議長（増田 清君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） 地方税一元化につきましては、県の方も各市町とかそういうところへ説明に来ております。言うならば当市について、今私たちも賀茂郡下の課長さんたちとお話しておりますけれども、やはりこういう小さい市町については、職員の関係等あります。そういうことで一元化については、こういう市町はある程度有利ではないかと。ただこれについては費用と人員の関係がわかっておりませんので、それがわからない限り、入る入らないは言わないよということは、全市町がそうでしょうけれども、それなりは伝えてあります。

ですから、税一元化について、入る、入らないについては、私今の担当とすれば最終的にはこういうのがあった方が、行政改革の一環になるのかなと。職員の関係やいろいろなものがございます。ただ、行政改革ですからお金が、費用対効果が上がればということになりますけれども、その辺を考えていかなければならないと思っています。

それと滞納についておかしいではないかということで、先ほど沢登議員の方から質問がありましたように、沢登議員は憲法第14条の関係につきまして一緒になりますけれども、広域連合といいますのは地方自治法284条第3項に基づきまして、複数の地方公共団体が広域にわたり処理することが適当な事務について広域計画を作成し、連絡調整を図りながら総合的かつ計画的な事務処理を行うことが認められておりますので、これにより徴収ができるという解釈をしております。

○議長（増田 清君） 5番。

○5番（鈴木 敬君） 今回出てきた滞納整理機構が、単に滞納整理機構、この各市町が焦げついた滞納をどうするかというようなところを解決するための一つの方法として考えられたんだ、それだけが目的でできた機構であるというふうなとらえ方ではなくして、その背景に県の地方税一元化に向けた動きがあり、またそれに向けて市町もそれぞれの立場で相談にも協議にも加わっているというような背景も、この説明の中でしていただかないと、単に焦げついたやつをどうするかこうするかというだけで、その整理機構の問題を説明されると、

ではそんなものだったら下田の方がもっとコンパクトにノウハウもあってできるのではないかとか等々の意見も出てきますし、そこら辺、市の方もそういう県の動きも承知しているのであれば、それは全体の中でこういう動きが出てきたんだよというふうな説明というのがあってしかるべきというふうに思います。これは意見です。

以上で終わります。

○議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（増田 清君） これをもって質疑を終ります。

ただいま議題となっております議第55号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第56号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（増田 清君） 次は、日程により、議第56号 政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○総務課長（糸賀秀穂君） それでは、議第56号 政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の16ページをお開き願います。

上程議案は、議第56号 政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定についてございまして、政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を、別紙17ページの内容のとおり制定するものでございます。

提案理由は、郵政民営化及び証券取引法の一部改正に伴う所要の改正を行うためでございます。

郵政民営化の概要等につきましては、ご高承のこととは存じますが、郵便、郵便貯金、簡易保険の郵政3事業を民営化する郵政民営化法を初めとしまして、郵政民営化関連法が平成17年10月21日に公布され、原則として本年10月1日から施行されます。これによりまして、日本郵政公社が解散し、公社の機能を承継するため既に設立されております日本郵政株式会社を初め、郵便事業株式会社、株式会社郵便貯金銀行、郵便保険株式会社及び主に郵便窓口の受託業務を担う郵便局株式会社の郵政グループで新たなサービスを展開していくこととな

ります。

このようなことから、郵政事業の民営化移行に伴いまして、政治倫理の確立のための下田市長の資産等の公開に関する条例に規定されております、郵政事業に関する用語の見直しが必要となり、また、あわせまして平成18年6月の証券取引法等の一部改正によりまして、「証券取引法」が「金融商品取引法」に題名が改められることが決定し、本年9月30日に施行されることとなったことから、今回の条例改正に伴い関連する文言の整理をさせていただきます。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係と説明資料によりご説明申し上げます。

お手数ですが、説明資料の4ページ、5ページをお開き願います。

4ページは改正前、5ページは改正後で、アンダーラインを引いてある箇所が今回改正させていただきます。

改正内容につきまして、まず第2条第1項第4号でございますが、ここは全部改正とさせていただきます。具体的には4ページをご覧くださいますと、現行の第2条第1項第4号中に、及び郵便貯金（通常貯金を除く）とあり、資産報告書記載事項といたしまして、郵便貯金の額と規定しているところでございますが、5ページをご覧くださいますと、新たな第4号は、公開の対象を預金（当座預金及び普通預金を除く）及び貯金（普通貯金を除く。）という規定に改めてさせていただきます。また、資産報告書記載事項としましては、預金及び貯金の額に改正するものでございます。

4ページに戻っていただきまして、現行条例の第2条第1項第5号に、金銭信託、金銭信託の元本の額と規定してありますが、今回の改正によりましてこの第5号を削るものでございます。この理由ですが、金銭信託とはご承知のとおり、金銭財産を信託銀行に預けて運用益を求める出資形態でございますけれども、昨年6月に証券取引法が改正されまして、有価証券の定義が拡大された結果、その中で金銭信託の位置づけは信託の受益権に該当し、金銭信託はみなし有価証券として新たに金融商品取引法の有価証券とみなされ、当該法律が適用されることになったことから、資産公開条例におきまして金銭信託として独立させた形で資産公開の対象に限定せず、現行条例の第2条第6号に規定する有価証券の中で処理することとしたものでございます。

また、4ページの現行条例第2条第6号の括弧中に、「証券取引法」という用語を用いてありますが、この証券取引法につきましては、平成18年法律第65号による証券取引法の一部を改正する法律によりまして、「金融商品取引法」に題名が改正されたことに伴い所要の改

正を行うものでございます。

さらに、第6号の末尾に、「株券にあっては株式の銘柄、株数及び額面金額の総額」と規定してありますが、5ページをご覧くださいますと、「株券（株券が発行されていない場合にあっては、株券が発行されていたとすれば、当該株券に表示されるべき権利を含む。）にあっては、株式の銘柄及び株数」に改めさせていただいております。これは株式等の取引にかかる決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律によりまして、証券決済システム改革が行われ株券の発行を伴わない証券会社の証券口座への記載による株式保有など、株券のペーパーレス化が導入されたことから、株券が発行されていない場合の取り扱いに関して新たに規定させていただくものでございます。

なお、現行条例の第2条第1項第5号を削ったため、改正後はこの「第6号」を「第5号」に繰り上げるものでございます。

したがって、この改正によりまして後続する号の繰り上げを順次行うこととなり、第2条第1項第7号を第6号とし、同項第8号から同項第10号までを1号ずつ繰り上げるというものでございます。

それでは、議案件名簿の本文17ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1項で、この条例は公布の日から施行すると規定し、第2項におきまして、改正後の条例第2条第1項の規定のうち、郵便貯金等に関する規定を除くその他の規定、すなわち金銭信託に関する規定の削除、証券取引法を金融商品取引法に改める規定などにつきましては、証券取引法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の規定等を受けまして、平成19年、本年9月30日から適用させていただくというものでございます。

また、附則第3項は改正後の条例第2条第1項第4号の規定に関するものでございまして、適用日を郵政民営化の実施期日でございまして平成19年10月1日に遡及し、また、新条例施行日前に既に有していた通常郵便貯金を除く郵便貯金及び郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第3条第10号に規定する郵便貯金を除く旧郵便貯金、具体的には旧郵便貯金法第7条第1項に規定する積立郵便貯金、定額郵便貯金、定期郵便貯金、住宅積立郵便貯金、教育積立郵便貯金などにつきましては預金とみなすという経過措置を設けたものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたけれども、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（増田 清君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（増田 清君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第56号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第57号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（増田 清君） 次に、日程により、議第57号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○福祉事務所長（内田裕士君） それでは、議第57号 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをご説明申し上げます。

議案件名簿の18ページをお開きください。

下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

本条例改正の提案理由ですが、乳幼児医療費助成制度の拡充に伴う所要の改正を行うためであります。

今回の改正は、前回のとき静岡県の乳幼児医療助成制度の改正に基づき改正いたしました。が、今回福祉の向上、少子化対策に対する要素として、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るという趣旨に沿って、下田市の乳幼児医療費助成制度の一層の改善に向け制度の見直しを行うものです。

それでは、改正の内容につきまして、条例改正関係等説明資料により説明させていただきます。説明資料の6ページから9ページをお開きください。左側が改正前、右側が改正後で、下線部分の箇所が今回改正させていただくところでございます。

第3条は、受給対象者に関する規定でございますが、改正前の3号の規定は所得制限を規定するもので、一定の所得がある保護者については、乳幼児医療制度の対象外とさせていただくことにするというものでしたので、今回の改正により子育て家庭の経済的負担の軽減や、親の所得に関係なくどの子ども等しく医療を受けられるようにという趣旨により所得制限を廃止するもので、第3号を削ります。

次に、改正前の6条は、自己負担金の額等を規定したものでございますが、先ほどの第3

条第3項の同様の趣旨で、自己負担を廃止するため6条を次のように改めるものです。

助成の額として、この条例により助成する額は第4条に定める療養に要する費用に係る医療費とし、健康保険法第85条第2項に規定する入院時食事療養標準負担額は対象としない、に改めさせていただくものです。

なお、食事療養標準負担額につきましては、生活していく上では当然必要となるものであって、入院時の病院食による特別な栄養管理の問題はありますが、入院したものと在宅療養しているものとの負担の均衡を配慮させていただき、助成の対象としないこととさせていただいているものです。

続きまして、改正前の7条を削り、改正前の8条を7条とし、改正前の9条から第12条までをそれぞれ1条ずつ繰り上げるものでございます。

それでは、議案件名簿の19ページに戻っていただきまして、附則でございますが、第1項は施行期日についての規定でございます、平成20年4月1日から施行するというものでございます。

第2項は、平成20年4月1日以後に給付を受けた療養に係る医療費の助成から適用するものでございまして、3月31日以前に給付を受けた療養に係る医療の助成については、改正前の規定により取り扱うものでございます。

以上で、議第57 下田市乳幼児医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

○9番（増田榮策君） 1点だけお伺いします。

この500円であっても大変いいことだなと思いますが、ただこの1点だけお聞きしたいことは、受給対象者に対する市の告知、要するにPR、これはどういう方法をとりますか。

○議長（増田 清君） 番外。

○福祉事務所長（内田裕士君） これは広報とか回覧等、まだ期間は一応来年の4月なものですから半年ぐらいありますので、そういうところで周知徹底を図っていきたいと考えております。

○議長（増田 清君） 9番。

○9番（増田榮策君） 今、広報と言われましたけれども、市の広報もまあ50%から60%ぐらいと思うんですね。かなり今、市の広報の配布をしないところが現状は多くなっているんですよ。それで、この乳幼児を例えば妊娠中のお母さんあたりは母子手帳がありますね、そういうところにPRを書いた紙というか、そういうものをやることによって、やはり親切をやることによって市のこういうものがPRできるのではないかなど、こういうふうに思います。なぜかという、こういうものをやっても意外と知らないんですよ、対象者があるということ。それでよく聞くと市の医療費はほかの町から比べて少ないとか、やっていないのではないとか、そういう誤解を生む話を結構聞くんですね。そういう面においては、若い人たちが下田へ来ても、下田はこういうこともしているんだというPRは、ぜひいろいろなあらゆる広報を通じて告知をしていただきたいと思います。

要望で結構です。

○議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

1番。

○1番（沢登英信君） 小学校入学前までの医療費を無料にするという条例で、大変評価をしたいと思うわけですが、賀茂郡下の現状と比べてどうかと、他町村が既に賀茂郡下でも実施をしていると思いますけれども、全く同じような内容のものになっているのかどうか、まず聞きたいと思います。

下田市は大変そういう意味では遅れているのではないかというふうな状態がありますので、やっとならぶ郡下並みになるのかなど、そんな思いがしているところであります。

それで、もう一点は、この所得制限を第3条の規定で外すということですが、現在の中で所得制限を受けて、この適用外になっている人たちが何人ぐらい、1年前でも結構ですけども何人ぐらいあって、幾らぐらいの支給がされずにいるのか。それから、入院及び通院の500円が定額無料になるというわけですが、予算的にどのぐらいのものを何人ぐらいで予想をしているのかという点がわかれば、財政上の問題を明らかにしていただきたいと思います。

それから、乳幼児については、市内の病院だけではなくて、遠くの静岡の方や、あるいは東京の方の病院に行くというようなことも考えられると思いますが、それらのところの支払いの手続きといいますか、そのようなものはどのような仕組みで決済されることになるのか、この3点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（増田 清君） 番外。

○福祉事務所長（内田裕士君） 第1点目で、この賀茂郡下の辺はどうかという質問ですが、けれども、この10月に河津町が所得制限なしとか、自己負担なし、そういうのでありまして、賀茂郡下で見ますと、あと残って自己負担をやったところが松崎町がまだやっております。それで松崎町は所得制限もあります。下田市はあれですけども、熱海、伊東は、伊東は変則的な自己負担で2歳未満児は無料ですけども、2歳児以上は500円を取るよという、そういう変則的な形をとっております。

もう一つ所得制限が何人ぐらいいるかというのと、ちょっと去年までの資料になりますけれども、去年ので所得制限に該当された方が17名おります。その方たちがもし所得制限がなく、こちらの方で医療助成をした場合は大体40万円ぐらいで算定しております。

それから、予算の方ですけども、これは県補助が絡んでいますのでその実績報告によって自己負担の額が入っていますので、17年度で約1,000万円、18年度ちょうど国保の方も医療費が下がったんですけども、それに並行して大体約900万円ぐらいが自己負担で納めていただいている金額、ですから、これがそのまま市の方の負担の増になる予定でございます。

市外の病院の方はどうやって周知するのかということですけども、受給者証というのをお渡ししまして、今でもそうなんですけれども、その受給者証を提示していただいて診療を受けるような形になっております。

以上でございます。

〔発言する者あり〕

○福祉事務所長（内田裕士君） ですから、そうしますと今度は無料になる。国保連合会を通して請求がきますものですから。

〔発言する者あり〕

○議長（増田 清君） 再質問の方でちゃんとマイクで言ってください。

1番。

○1番（沢登英信君） 今の答弁の確認をさせていただきますが、所得制限は大体17人で、金額にすると40万円程度、18年度実績からいうとそのぐらいになるという答弁をいただいたわけですが、500円の負担については17年度1,000万円、18年度900万円だから、900万円から1,000万円ぐらいでしょうと、こういう答弁だったのですが、そうしますと、さらにこの40万円を足した940万円、あるいは1,040万円ぐらいが必要な予算額だと、こういうぐあいに理解してよろしいですか。

○議長（増田 清君） 番外。

○福祉事務所長（内田裕士君） そのとおりでございます。先ほど言った医療費の約900万円ぐらいプラス所得制限で外れた方の約40万円ぐらい、合せてになります。

○議長（増田 清君） 1番。

○1番（沢登英信君） いいことはなるだけ早くからやってほしいという当然の市民の思いがあると思うわけですが、20年4月1日、大分先送りといいますか、経過になっているわけですが、これらの点はもう少し早く市民の要望にこたえるというようなことはできないのかと、どういうわけで20年4月1日なのか、お尋ねします。

○議長（増田 清君） 番外。

○福祉事務所長（内田裕士君） 20年、来年度にしましたのは、給付システムの改修とか、あと市民や医療機関への周知の徹底、それから予算の絡みがございますので、その予算確保の編成の必要性などから、新年度が妥当かなという形で4月1日からということでやらせていただくように提案させていただきました。

○議長（増田 清君） ほかに質疑はあませんか。

[発言する者なし]

○議長（増田 清君） これをもって質疑を終ります。

ただいま議題となっております議第57号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時57分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◎議第58号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（増田 清君） 次は、日程により、議第58号 下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○建設課長（井出秀成君） 議第58号 下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の20、21ページ、条例改正関係と説明資料の10、11ページをご覧をお願いいたします。

議第58号 下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理条例の一部を改正する条例の制定について。

下田市道路占用料等徴収条例及び下田市法定外道路管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、郵政民営化に伴う所要の改正及び条文の整備を行うためでございます。

下田市道路占用料等徴収条例の一部を改正につきましては、第4条中の「の各号」を削り、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号から第9号までを1号ずつ繰り上げ、第10号を削り、第11号を第9号とし、第12号から第14号までを2号ずつ繰り上げるものでございます。

下田市法定外道路管理条例の一部改正につきましては、第5条中「郵便その他」を削るものでございます。

この条例は、公布の日から施行し、平成19年10月1日から適用するものでございます。

主要な改正は、郵政公社占用料の減免規定を削除するもので、現在下田郵便局におきまして配水管1件、郵便ポスト1件の占用がございまして、改正後も配水管は減免でございまして、郵便ポストは年1個720円の占用料がかかってまいります。平成19年8月7日に下田郵便局と事前協議は済ませております。

以上、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

3番。

○3番（伊藤英雄君） 条例に直接の質問ではないんですが、この条例は日本郵政公社が民営化するに伴って出されたものなんですが、この民営化するに当たりまして特定郵便局の局舎、個人のものになっている、この扱いは今までどうなっていて、これからどうなるかということで、郵政局が民営化に伴って固定資産税を納付することになると思うんですが、その見込まれる固定資産税はどれくらいあるかお尋ねします。

○議長（増田 清君） 番外。

○税務課長（村嶋 基君） その辺のことを調べてありませんので、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（増田 清君） 土地の件は、当局、あとでいいですか。

○税務課長（村嶋 基君） では、あとで。

○議長（増田 清君） ほかにございませんか。

9番。

○9番（増田榮策君） ちょっとわからないところがあるので教えていただきたいんですが、この特例では国の行う事業のための法定外道路とありますけれども、法定外道路は大体どういうところを指すのか、ちょっと1点お聞きしたいんですが、それで、あと一つは、占用にはある程度占用許可を取りますね。期間が定められていると思うんですが、占用料の値上げとか何かの改定というのはあるのかどうなのか。

それから、あと事業主が変更になったときの占用権利関係、このときの継承等はどういうふうになるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（増田 清君） 番外。

○建設課長（井出秀成君） 法定外道路とは、大きく上からいくと国道、県道、市道という法定道路がございます。それ以外に公団上公の道といいか、公共物がございます。それらを法定外公共物、道路以外に水路等もございますけれども、そういったものが法定外公共物になります。

2点目の占用料の改定ですけれども、平成17年12月の議会でしたでしょうか、占用料金の改定をしていますので、現時点では改定の検討はしてございません。

3点目の継承につきましては、今回の郵政公社の解散に伴って新しい民間の会社になりますので、継承の届出をしていただくことで事前協議をしてございます。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 9番。

○9番（増田榮策君） 占用の権利というのは、前契約者から継承されて、それは変更できるということですよ。そうすると、例えば条件等も当然そのときの変更の範囲に入っているでしょうか。例えば、これから携帯電話、例えば有線テレビ放送、今統廃合を相当早いスピードで郵政省等がやっていますけれども、そういうものもしないで有線テレビとか携帯電話もあると思うんですよ。そういうあれも、そうすると会社によっては前任者の権利を継承しているから、おれたちはこの、そういう権利関係のある程度の細目を決めてないと、権利関係のちょっと複雑な要素が出てくるんじゃないかなと思うんですが、その場合はどういうふうな決め方をするのか。例えば、全く契約がそのまま移行するのか。例えば契約に沿っ

て権利者がかわった場合は、新たなものの規制とか何かそういうものはかかってくるのかかかってこないのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（増田 清君） 番外。

○建設課長（井出秀成君） 私どもの郵便局さんと協議したのは、占用物件にかかわることに関する協議でございまして、そのほかのもろもろの事業の絡むことにつきましては、それぞれの窓口が異なるかと思えますけれども、そういった今のその他の事業につきましては、建設課では協議してございません。

○議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○議長（増田 清君） これをもって質疑を終ります。

ただいま議題となっております議第58号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

◎議第59号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（増田 清君） 次は、日程により、議第59号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○市民課長（山崎智幸君） それでは、議第59号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案件名簿の22ページをお開きください。

提案理由についてですが、消防団員に貸与する被服及び附属品の見直しに伴う所要の改正を行うためであります。

消防団の被服、附属品は、消防組織法第15条の6により、条例で定めることとなっております。当市では、下田市消防団条例により定められており、盛夏衣は本来夏の制服であり、冬の制服を副分団長以上にしか支給していないことにかんがみ、盛夏衣を副分団長以上に改めるものであります。

なお、今回の改正に伴い条例の整備をあわせて行うものであります。このことにつきまして、6月の分団長会議で消防団員に対する貸与品の改正につきまして、了解を得て今回改正条例を提案したものであります。

改正の内容につきましては、説明資料の12ページ、13ページをお開きください。

左側は改正前、右側が改正後、下線部分が改正部分であります。

まず、第12条は被服、附属品の改正であり、第2項中、「員数」を「品目、数量等」に改めるものであります。

別表第3は全部改正であります。改正点は法被、腹掛、略帽（冬）、略帽（夏）を削除し、盛夏衣、ベルト、夏の支給者を副分団長以上に変更し、アポロ帽の支給者を団員全員に追加したものであります。

次に、議案件名簿の23ページをお開きください。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するというものであります。

以上で、議第59号 下田市消防団条例の一部を改正する条例の制定についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（増田 清君） 当局の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

9番。

○9番（増田榮策君） 説明が大変簡単な説明であったんですが、まずこの制服、制帽とか、いろいろなこの貸与品目というのがございますけれども、実際には使い古したものを貸与して返してもらっても、使えないんじゃないかなという気がするんですよ。これは実態は貸与と言っても、それをまた使えなくなったら返してくださいというけれども、次の人にそれをまた使ってくださいとやるようになっているんでしょうかね。実際には使い古したものは不可能じゃないかなと思うんです。貸与と言っても実態は、ちょっとその辺を。

○議長（増田 清君） 番外。

○市民課長（山崎智幸君） 今の増田議員の質問でございますけれども、古いものを使い回したものでこういうことになったのではなかろうかということでございますけれども、一番のあれは冬の制服は分団長以上は皆さん持っています。それはそれとあわせまして夏も盛夏衣を支給するというところでございました。それとこの消防団の全員に紺の作業服を支給してありますけれども、それで盛夏衣というのは、ちょっととグレーというか、そういうのですけれども、よくそれを間違えて消防団員の方が盛夏衣で作業したりしまして、そのようなことになりましたので、それではおかしいということで郡下じゅうを調べましたところ、2着を支給しているのは下田市だけでございました。そういうものですから、ほかのところと合せるというか、夏の制服ですから分団長以上に支給ということに改正したいということでご

ざいます。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 9番。

○9番（増田榮策君） 私も消防をやらせていただきましたけれども、貸与ということになっていますけれども、実際は貸与ではなくて支給品なんですよね。だから、私はこの消防の業務以外にそれを使用してはいけないという項目があれば支給してもいいのではないかな、貸与ではなくていいのではないかなという僕は気がするんですけれども、貸与自体がはっきり言って大体実効はないんですよ。これがちょっと僕は疑問だなと思うんですけれども。

○議長（増田 清君） 番外。

○市民課長（山崎智幸君） 増田議員がおっしゃいますように、この下田市消防団条例の第12条におきまして、確かに団員には制服及び附属品を貸与するというので、年数も書いてございません。それで1回支給しますと団員が大体10年から15年やる方が多いと思うので、その間にはっきり申し上げますとおかしくなって、それでいくとまた次の更新ができないというのが実情でありますので、その辺をご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 11番。

○11番（土屋誠司君） この貸与品の中の安全靴ですが、この安全靴は、今事実上は支給しています。ですからこれは削除して、貸与品ではなくて削るべきじゃないですか。

○議長（増田 清君） 番外。

○市民課長（山崎智幸君） 安全靴については、新入団のときに渡しますけれども、一応貸与品になっております。それで、やめるときには、私も消防団をやっていたけれども、返品いたしました。

以上です。

○議長（増田 清君） 11番。

○11番（土屋誠司君） 靴は返してもらっても困るというので、昔は私も十五、六年前自分のときも返しましたよ。今は現に返さなくていいよということでやっていると思うんです。自分も去年まで消防団をやっていたよ。ですから条例とは合わないのではないかということ。

○議長（増田 清君） 番外。

○市民課長（山崎智幸君） 私は一応貸与品というふうな理解をしておりますので、ご理解を

お願いいたします。

○議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第59号議案は、総務文教委員会に付託をいたします。

◎議第60号～議第66号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（増田 清君） 次は、日程により、議第60号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第3号）、議第61号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）、議第62号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）、議第63号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）、議第64号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、議第65号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）、議第66号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、議第60号から議第65号までの各補正予算につきまして、一括してご説明いたしますので、お手元に浅黄色の補正予算書と補正予算の概要をご用意いたします。

まず、議第60号 平成19年度下田市一般会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

このたびの補正の主なものは、歳入では平成19年度交付税の確定、平成18年度決算の確定に伴う繰越金の増額補正等、歳出では異動に伴う人件費の組み替え、及び不用額等の計上、財政調整基金、減債基金の積み立て、扶助費の支援費から給付費への組み替え及び道路維持費1,500万円の追加等、施設維持補修関係の補正が主なものであります。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億8,918万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億4,095万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要によりまして後ほどご説明させていただきます。

第2条の地方債の補正でございますが、7ページをお開きください。

第2表 地方債の補正変更は3件で、上水道事業出資金（第6次拡張事業）は、事業費の増による変更。須崎漁港小規模局部改良事業は、指定寄附金に伴う財源内訳の変更に伴うもの。臨時財政対策債は、交付税確定に伴う額の変更であり、今回の補正による限度額では合計200万円の増額で、起債の方法、利率、償還の方法はそれぞれ記載のとおりでございます。

それでは、歳入歳出予算の款項の主な内容につきましてご説明いたしますので、浅黄色の補正予算の概要の2ページをお開きください。

初めに歳入でございますが、企画財政課関係といたしましては、10款1項1目地方特例交付金は児童手当分として286万3,000円の追加、及び2項1目特別交付金は844万3,000円の減額で、それぞれ普通交付税算出に伴う額が確定したことによるものでございます。

11款1項1目普通交付税は、1億478万5,000円の追加で、普通交付税の確定による増額でございます。

16款3項5目県費・権限移譲事務交付金は、15万4,000円の減額で、静岡県権限移譲事務交付金交付要綱により補正内容欄記載のとおり、それぞれの事務に対する交付額が確定したことによるものでございます。

18款1項2目総務費寄附金は、5万円の追加で、歴史的まちなみ景観形成のためとして、下田市料理飲食組合より受け入れ、同目的による歴史的まちなみ景観整備基金に積み立てるものでございます。

20款1項1目繰越金は、1億8,852万6,000円の追加で、平成18年度決算が確定したことによるものでございます。

22款1項1目上水道債は、200万円の追加で、先ほど地方債の補正で申し上げた第6次拡張事業の事業費の増によるもの。同2目水産業債は80万円の減額で、指定寄附金の受け入れによって起債が減額となるもの、同5目臨時財政対策債は80万円の追加で、交付税の確定に伴う発行可能額の決定に伴うものであります。

次に、総務課関係では、17款2項1目不動産売却収入は、230万3,000円の追加で、柿崎671番地3外2カ所の法定外公共財産の個人への売却及び白浜1カ所の市有地を国道135号用地として、静岡県に売却したものであります。

18款1項2目大久保婦久子顕彰基金寄附金は、100万円の追加で、ご遺族からの寄附金を

受け入れるもの。

21款5項6目保険金受入金39万円の追加は、公用車の自損事故に伴う保険金受入金であります。

次に、税務課関係では、1款2項1目固定資産税、現年課税分は1,200万円の追加で、調定額の増の見込みによるものでございます。同2目国有資産等所在地市町村交付金及び納付金現年分は7万円の追加で、額の確定に伴うもの。同3項1目軽自動車税現年課税分は20万円の減額で、調定の減によるものでございます。

次に、市民課関係では、16款2項1目県費・地域防災対策費県補助金は101万4,000円の追加で、防災ラジオ追加対応800個分の県補助金の受け入れであります。同3項1目県費・交通安全対策費委託金は20万円の追加で、高齢者世帯訪問事業として下田市交通安全母の会に委託し、65歳以上の高齢者に対し交通安全の啓蒙活動を行うというものであります。

続いて、4ページ、21款5項3目一部事務組合過年度収入は、64万8,000円の追加で、伊豆斎場組合からの平成18年度負担金の精算による受け入れであります。同6目雑入は112万5,000円の追加で、防災ラジオ追加購入の個人負担分であります。

次に、福祉事務所関係では、15款1項1目1節国庫・社会福祉費負担金は1,994万4,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり、事業の効率的執行のため、従来それぞれ分類されていた支援費を給付費に組み替えるとともに、今までの県からの間接補助が国からの直接補助に切りかわることによるものであります。以下、同8節国庫・児童福祉費負担金の116万3,000円の減額、同2項1目国庫・社会福祉費補助金の136万7,000円の追加、同2節国庫・児童福祉費補助金の26万6,000円の減額。

16款1項1目県費・社会福祉費負担金の2,769万9,000円の追加は、同様に支援費から給付費に組み替えることに伴うもの、及び県費補助の増額等によるものであります。

続いて、6ページ、16款1項1目県費・児童福祉費負担金は917万5,000円の減額で、補正内容欄記載のとおり支援費から給付費への組み替え、58万1,000円の減額。旧伊豆つくし学園の事業精算に伴う県費負担金の減859万4,000円であります。

同2項2目県費・社会福祉費補助金は551万8,000円の減額、及び同3節県費・児童福祉費補助金は13万3,000円の減額で、これも支援費から給付費への組み替えによるものであります。

21款5項4目旧伊豆つくし学園組合利用者負担金等受入金は、307万3,000円の追加で、補正内容欄記載のとおり、つくし学園精算に伴う利用者負担金、事業費の精算金の受け入れで

あります。同5目歳計剰余金は1,963万9,000円の追加で、旧伊豆つくし学園組合解散に伴う歳計剰余金を受け入れるものであります。

次に、健康増進課関係では、19款1項4目介護保険特別会計繰入金は、1,765万9,000円の追加で、平成18年度介護特別会計決算に基づく精算による受け入れであります。

21款5項6目雑入は、30万円の追加で、医療制度改革により平成20年度より40歳以上74歳以下の国保被保険者に対し、メタボリックシンドロームに対応した保健指導が義務づけられ、本年度はこの準備事業の支援金として国保連合会より受け入れるものであります。

次に、環境対策課関係では、21款5項3目一部事務組合過年度収入148万2,000円の追加は、平成18年度南伊豆衛生プラント組合負担金の精算に伴う受け入れ、同6目一部事務組合事務の取扱受入金は303万3,000円の追加で、プラント副場長の人件費負担分をプラント組合から受け入れるものであります。

次に、産業振興課関係では、16款2項4目県費負担・農業費補助金は10万円の追加で、農業委員会事務取扱実績に基づく額の確定によるものであります。

17款2項1目その他不動産売却収入は、22万5,000円の追加で、市営分収造林立木売払分収金であります。

18款1項6目水産業費寄附金は、100万円の追加で、起債の補正で申し上げた須崎漁港小規模局部改良事業の財源として、須崎船主組合より指定寄附金を受け入れるものであります。

次に、建設課関係では、18款1項4目住宅費寄附金は120万円の追加で、西本郷1丁目外4カ所の旧傾斜地崩壊対策事業の事業費の増額に伴う寄附金の増額であります。

次に、学校教育課関係では、13款2項1目児童福祉費負担金は22万5,000円の追加で、放課後児童クラブ利用者の増によるもの。

16款2項2目県費・児童福祉費補助金は32万円の追加で、制度改革による基準額の変更及び利用者の増によるものであります。

続いて、8ページをお開きください。

歳出でございますが、人事異動に関する人件費を除く主なものは、議会事務局関係では1款1項1目0001事業、議会事務は1,139万7,000円の減額で、職員人件費45万円を除く1,094万7,000円の減額が定数2名減に伴うものであります。

次に、企画財政課関係では、2款1項7目0244事業、男女共同参画業は17万3,000円の追加で、男女共同参画基本計画策定のアンケート調査に要する経費、同15目0380事業財政調整基金は2億円の追加で、知財法第7条の規定により平成18年度決算剰余金2億6,800万円の

2分の1以上、1億3,500万円及び今後の補正財源6,500万円、計2億円を積み立てるというものでございます。

同16目0385事業、減債基金は1億円の追加で平成18年度中にリープロ関係の繰上償還等を実施したことにより、平成18年度末残高は100万1,000円と非常に少額となったため、今後の健全な財政運営の確保のため積み立てるというものであります。同19目0400事業歴史的まちなみ景観整備基金は5万円の追加で、指定寄附金に伴う積み立てであります。

2款9項1目0920事業、ネットワーク推進事業は174万5,000円の追加で、市内LAN用ソフトの購入であります。

11款1項2目7710事業、起債利子償還事務は、637万8,000円の減額で、平成18年度長期債利子確定に伴う減額であります。

12款1項1目予備費は317万7,000円の減額で、歳入歳出調整額であります。

次に、総務課関係では、2款1項1目0100事業、総務課関係人件費は、3,976万8,000円の追加で、退職手当組合特別負担金5,915万6,000円が主なものでございます。

2款1項3目0140事業、行政管理総務事務は311万8,000円の追加で、公用車1台の購入に関する経費であります。同0141事業、例規関係事務では495万1,000円の追加で、例規データベース化業務委託386万4,000円が主なものでございます。

2款1項12目0350事業、工事検査事務の34万円の追加のうち、14万円の追加は、パソコンプリンターの更新によるもの、同18目0395事業大久保婦久子顕彰基金は100万円の追加で、ご遺族からのご寄附を大久保婦久子顕彰基金に積み立てるものであります。

続いて、10ページ、市民課関係では2款7項1目0750事業交通安全対策事業の20万円の追加は、歳入で申し上げた65歳以上の高齢者に対する交通安全の啓蒙活動を下田市交通安全母の会に委託し実施するもの、同0753事業、防犯対策事業は1万円の追加で、下田警察署館内暴力追放推進協議会の負担金として。

2款8項1目0860事業、地域防災対策事務は447万2,000円の追加で、防災ラジオ追加分800個の購入費424万2,000円が主なもので、修繕料50万円は2カ所の雨量計の修繕費であります。

8款1項1目5800事業下田地区消防組合の負担事務は336万3,000円の追加で、平成18年度基準財政需要額確定による負担率の変更及び退職手当組合負担金の調整等によるもの。同2目5810事業消防団活動事業は80万8,000円の追加で政令の改正に伴う消防団等公務災害の補償等共催基金掛金の改正による負担金の増77万8,000円が主なものでございます。

次に、福祉事務所関係では、3款1項1目1000事業、社会福祉総務事務は842万5,000円の追加で、社会福祉協議会への委託による手話奉仕員養成講座20名を対象に実施する34万4,000円が主なものでございます。

同2目1050事業、身体障害者施設入所費支援事業は2,733万4,000円の減額で、支援費から施設費への組み替え、同1052事業在宅身体障害者（児）援護事業は405万1,000円の追加で、支援費から給付費への組み替えによる増、減、及び自立支援医療費は実績に基づく見込みによる601万8,000円の増額であります。

同1054事業、身体障害者福祉推進事務は307万2,000円の追加で、うち300万円はすぎの子作業所への補助金が主なものであります。

同1061事業、障害認定調査等事務は7万4,000円の追加で、障害程度区分認定等事務費の精算国庫返還金。同3目1100事業、知的障害者施設入所支援事業の5,190万6,000円の減額。同1101事業、在宅知的障害者（児）援護事業の2,217万円の減額。同4目1110事業、精神障害者援護事業の200万6,000円の減額は、補正内容の記載のとおりそれぞれ支援費から給付費への組み替えであります。

同6目1120事業、障害福祉サービス事業は1億1,020万9,000円の追加で、支援費から給付費への組み替えの扶助費1億645万6,000円が主なもので、その他精算に伴う国庫・県費返還金332万3,000円等であります。

3款2項1目1200事業、老人福祉総務事務は、5万9,000円の追加で、精算に伴う県費返還金であります。同1205事業、高齢者生きがい対策事業は63万3,000円の追加で、三世代意見発表交流大会を社会福祉協議会へ委託するものであります。

同3項1目1450事業、家庭児童相談事業の2万円の追加は、研修会参加旅費。

続いて、12ページをお開きください。

3款3項1目1451事業、在宅児童援護事業は、207万4,000円の減額で、支援費から給付費への組み替えであります。同8目1721事業、旧伊豆つくし学園組合精算事業は、975万5,000円の追加で精算に伴う不用額の減額と、各構成団体への返還金であります。

次に、健康増進課関係では、3款2項7目1420事業、介護保険施設等対策事業は3,000円の追加で、介護保険低所得者利用者負担額軽減措置事業の精算による県費返還金。

8項1目1950事業、介護保険会計繰出金は27万9,000円の追加で、事務費ルール分の繰り出しであります。

4款1項1目2005事業、特定健診・保健指導準備事業は30万円の追加で、歳入で申し上げ

た医療制度改革により、平成20年度より40歳以上74歳以下の国保被保険者に対し、メタボリックシンドロームに対応した保健指導が義務づけられ、国保連合会より受け入れた30万円を財源に実施するものであります。同2目2020事業、予防接種事業は120万円の追加で、インフルエンザ予防接種の実績見込みによる追加補正。

4款2項3目2210事業、後期高齢者医療事業は15万8,000円の追加で、高額医療費口座振込データをシステム移行するための切り出し手数料であります。

次に、環境対策課関係では、4款3項8目2400事業、南部衛生プラント組合負担事務は472万円の追加で、消火栓新設、取水施設の撤去等、事業の増に対する均等割・実績割の当市負担分であります。

同4項1目2410事業、水道事業会計繰出金は200万円の追加で、地方債の補正で申し上げた第6次拡張事業の事業費の増に伴う出資金であります。

続いて、14ページをお開きください。

次に、産業振興課関係では、5款1項5目3200事業、農用施設維持管理事業は520万3,000円の減額であります。うち540万3,000円は人件費であり、農道舗装用の施設維持補修用資材20万円を追加しております。

同2項1目3350事業、林業振興事業は50万円の追加で、有害獣被害対策として電気さく等資材購入に対する補助金の追加であります。同2目3400事業、市営分収林事業は9万1,000円の追加で、歳入で申し上げた大沢地区分収林立木売払収入のうち、土地所有者への交付分であります。

同4項3目3800事業、須崎漁港水産基盤整備事業は200万円の追加で、須崎漁港基盤整備に関する公有水面埋立申請書作成委託であります。

同5目3880事業、田牛地区排水処理施設管理事業は240万円の追加で、排水処理場のポンプ設備改良事業として繰り出すものであります。

次に、建設課関係では、7款2項1目4550事業、道路維持事業は1,610万円の追加で、市道維持補修工事に1,500万円が主なものであります。

同3項1目4800事業、河川維持事業は202万4,000円の追加で、河川維持補修工事200万円が主なものであります。

同2目4900事業、排水路維持事業は200万円の追加で、排水路維持補修工事として、同5項3目5200事業、県営街路事業負担金事務は375万円の追加で、経営街路下田港横枕線の事業費の増によるもの。

同 7 項 1 目 5600 事業、市営住宅維持管理事業は 140 万円の追加で、住宅修繕料として同 3 目 5630 事業、急傾斜地対策事業は 260 万円の追加で、西本郷 1 丁目外 4 カ所の事業費の変更に伴うものであります。

次に、学校教育課関係では、3 款 3 項 4 目 1600 事業、民間保育所事業は 13 万 7,000 円の追加で、精算に伴う国庫・県費返還金であります。

続いて、16 ページをお開きください。

9 款 2 項 1 目 6050 事業、小学校管理事業は 80 万円の追加で、遊具・施設等の修繕費として、同 3 項 1 目 6150 事業・中学校管理事業の 70 万 8,000 円の追加のうち、修繕料 67 万 8,000 円の追加は、東中学校外壁剥離修繕及び下田中学校理科室修繕等であります。

同 7 項 1 目 6800 事業、学校等給食管理運営事業の 32 万 7,000 円の追加のうち 36 万 7,000 円は、稲生沢共同調理場環境整備のため、背後地の立木伐採を行うものであります。

次に、生涯学習課関係では、9 款 5 項 6 目 6600 事業、図書館管理運営事業の 133 万円の追加のうち、130 万円は雨漏り対策の図書館外壁補修工事であります。

同 6 項 1 目 6701 事業、社会体育活動推進事業は 7 万 5,000 円の追加で、静岡県市町村対抗駅伝大会の区間追加に伴い、参加生徒数が増となったための追加であります。

以上で、議第 60 号 平成 19 年度下田市一般会計補正予算（第 3 号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第 61 号 平成 19 年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

補正予算書の 65 ページをお開きください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 353 万 2,000 円とするものでございます。

第 2 項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料によって説明させていただきますので、補正予算の概要の 18 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3 款 1 項 1 目繰越金は 23 万 2,000 円の追加で、平成 18 年度決算確定によるものであります。

続いて歳出でございますが、6 款 1 項 1 目予備費の 23 万 2,000 円の追加は、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第 61 号 平成 19 年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終

わらせていただきます。

続きまして、議第62号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の77ページをお開きください。

第1条 歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ48万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,248万3,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の款項の主な内容につきましては、補正予算の概要にて説明させていただきますので、補正予算の概要の20ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、3款1項1目繰越金は48万3,000円の追加で、前年度決算確定に伴うもの。続いて、歳出で、4款1項1目予備費は48万3,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第62号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第63号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の89ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,774万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億2,474万円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款項の主な内容につきましては、説明資料にてご説明させていただきますので、補正予算の概要の22ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、1款1項1目第1号被保険者現年度分保険料は1,940万円の追加で、補正内容欄に記載のとおりそれぞれ調定額の確定によるもの。

3款2項3目国庫補助金、現年度分の202万9,000円の追加、5款2項2目県補助金、現年度分の101万5,000円の追加。8款1項3目地域支援事業交付金一般会計繰入金、現年度の101万5,000円の追加は、地域支援事業費の増額に伴うもの。同4目職員給与費一般会計繰入金の73万6,000円の減額は、職員異動に伴うもの。同2項1目介護給付費準備基金繰入金は1,844万9,000円の減額で、介護保険料増額見込み等による調整であります。

9款1項1目繰越金は1億3,092万1,000円の追加で、平成18年度決算確定に伴うもの。

10款3項5目過年度収入は254万5,000円の追加で、支払基金からの精算による受け入れであります。

続いて、24ページをお開きください。

歳出では、5款2項2目9349事業、総合相談事業費は26万円の追加で、職員の時間外手当が主なもの。

6款1項1目9375事業、介護給付費準備基金積立金は4,444万9,000円の追加で、平成18年度決算に伴う保険料、各交付金等の歳入総額に対する介護給付費等歳出事業費との差額を繰越金により積み立てるものであります。

7款1項2目9396事業、第1号被保険者保険料還付金は52万6,000円の追加で、平成18年度保険料還付未済額、同3目9397事業、介護保険償還金事務は7,083万2,000円の追加で、事業費確定に伴う精算による国庫・県費返還金であります。

同2項1目9398事業、介護保険一般会計繰出金は1,765万9,000円の追加で、平成18年度決算による事業費確定に伴う精算繰出金であります。

以上で、議第63号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第64号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

補正予算書の111ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ377万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,977万5,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款・項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の26ページをお開きください。

まず、歳入ですが、3款1項1目一般会計繰入金は240万円の追加で、排水処理施設ポンプ改良に伴う繰入金の追加。

4款1項1目繰越金は137万5,000円の追加で、平成18年度決算により確定したものであります。

続いて歳出は、1款1項1目9000事業、田牛地区排水処理施設管理事業は380万円の追加で、排水処理施設ポンプ改良工事費として、3款1項1目予備費は2万5,000円の減額で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第64号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続いて、議第65号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

補正予算書の123ページをお開きください。

第1条の歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,381万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,971万4,000円とするものでございます。

第2項の歳入歳出予算の補正の款・項の内容につきましては、説明資料にてご説明いたしますので、補正予算の概要の28ページをお開きください。

まず、歳入ですが、3款1項1目国庫・公共事業費補助金は2,250万円の追加で、浄化センター等施設更新事業の事業費の増によるもの。

6款1項1目繰越金は131万4,000円の追加で、平成18年度決算の確定によるものであります。

続いて歳出ですが、1款1項1目8810事業、下水道管渠維持管理事業は186万5,000円の追加で、西本郷地区2カ所の取り付け管取り出し委託で60万円、下水道管渠維持補修工事126万5,000円は、高馬地区マンホール補修3カ所。

2款1項1目8830事業、下水道幹線管渠築造事業は494万5,000円の減額で、公共下水道事業変更認可設計業務委託の入札差金472万5,000円が主なものでございます。

同2目8840事業、下水道枝線管渠築造事業は796万円の減額で、中地区の枝線管渠築造工事の見直しによる800万円の減額が主なものであります。

同3目8832事業、下田浄化センター等更新事業は4,045万6,000円の追加で、下田浄化センター一次亜塩素酸注入ポンプ更新工事4,256万7,000円が主なものであります。

3款1項2目8860事業、下水道起債利子償還事務561万5,000円の減額は、平成18年度借入起債利子の確定に伴うものであります。

4款1項1目予備費は31万3,000円の追加で、歳入歳出調整額であります。

以上で、議第60号から議第65までの6件の補正予算の説明を終わらせていただきます。

なお、追加して申しわけございませんが、過日平成19年9月7日の未明に、神奈川県に上陸いたしました台風第9号に対しましての被災の対応でございますが、議会開会中という形ではございましたけれども、被災の金額が全体で672万5,000円、件数としては人件費を除く

件数では約55件、1件当たり平均が11万5,000円程度の小規模な、いわゆる倒木後の処理関係の小規模な被災で幸いおさまったところであります。しかしながら、状況が状況だけに早急に対応を要するということもあり、また今申し上げたように少額の、数が多い感じではございますが、1件当たり少額な状況でございましたので、勝手ながら予備費で早急に対応させていただいたということだけご理解をいただきたいと思っております。

以上で私の説明いたします各補正予算についての説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（増田 清君） 番外。

○上下水道課長（磯崎正敏君） それでは、水道事業会計の補正予算についてご説明いたします。

お手元の水色の水道事業会計予算書のご用意をお願いいたします。

議第66号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）でございますが、予算書の1ページをお開きください。

補正（第2号）の主な内容でございますが、収益的収入及び支出におきまして、支出で人事異動に伴う増減、決算の確定に伴う減価償却費の増額補正、資本的収入及び支出におきまして、収入で第6次拡張事業は他会計からの出資金、国庫補助金の増額、県費補助金の追加でございます。

支出では、改良工事は耐震工事の実施設計の確定に伴い工事費の減額、第6次拡張事業の増額が主たるものでございます。

まず、第1条でございますが、平成19年度下田市水道事業会計の補正予算（第2号）は次に定めるところによるものでございます。

第2条は業務の予定量で、平成19年度下田市水道事業会計予算、第2条を次のとおり補正するものとしまして、第4号は主要な建設改良工事費及び第6次拡張事業3億4,115万5,000円を3億2,909万6,000円に改めるものでございます。

収益的収入及び支出でございます。予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、支出で第1款水道事業費用655万5,000円を追加し6億8,518万円に、その内訳といたしまして第1項営業費用を723万7,000円追加し5億2,818万9,000円に、第2項営業外費用を68万2,000円減額し1億4,799万1,000円とするものでございます。

第4条 資本的収入及び支出でございます。予算第4条本文括弧書き中「不足する額2億6,522万4,000円」を、「不足する額2億7,615万5,000円」に、「当年度分消費税及び地方消

費税資本的収入調整額1,511万2,000円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,468万3,000円」に、「当年度分損益勘定留保資金2億1,441万2,000円」を、「当年度分損益勘定留保資金2億2,350万6,000円」に、「減債積立金3,570万円」を「減債積立金3,796万6,000円」にそれぞれ改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものでございます。

収入ですが、第1款資本的収入で2,216万円減額し2億1,664万3,000円に。その内訳としまして、第1項企業債を2,740万円減額し1億6,260万円に、第2項他会計からの出資金200万円を追加し3,580万円に、第4項国庫補助金225万円を追加し1,725万円に、第7項県費補助金を新たに99万円追加するものです。

支出でございますが、第1款資本的支出で1,122万9,000円を減額し4億9,279万8,000円に、その内訳としまして、第1項建設改良費1,205万9,000円減額し3億3,573万7,000円に、第3項国庫補助金返還金を83万円追加するものでございます。

第5条 予算第5条、債務を負担することができる事項、期間及び限度額を補正するものでございます。事項と期間は変わりませんが、実施設計金額が決定しましたので、限度額、事業予定額3億6,700万円の範囲内で耐震補強工事をする旨の契約を平成19年度において締結し、平成19年度予算計上額1億400万円を超える金額については、平成20年度において支払うを、事業予定額2億7,800万円の範囲内で耐震補強工事をする旨の契約を、平成19年度において締結し、平成19年度予算計上額5,400万円を超える金額については、平成20年度において支払うものとするものでございます。

2ページをお願いします。

第6条 企業債は予算第6条を次のとおり補正するものとしまして、限度額「1億9,000万円」を「1億6,260万円」に改めるものでございます。

第7条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費として、予算第8条の職員給与1億1,235万1,000円を1億708万5,000円に改めるものでございます。

次に、予算に関する説明で3ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的収入及び支出でございますが、支出として、第1款水道事業費用は655万5,000円を追加し6億8,518万円に、第1項営業費用は723万7,000円を追加し5億2,818万9,000円に、1目原水及び浄水費から5目総係費までは人事異動に伴う人件費の増減でございます。6目減価償却費909万4,000円の追加は決算の確定によるものでございます。

第2項営業外費用は68万2,000円を減額し1億4,799万1,000円に、1目支払利息及び企業債取扱諸費110万円の減額は利息の確定によるものでございます。2目消費税及び地方消費税41万8,000円の増額は工事費の減額によるものでございます。

5ページをお願いします。

次に、資本的収入及び支出の収入で、第1款資本的収入は2,216万円減額し、2億1,664万3,000円に、内訳としまして第1項企業債、1目企業債2,740万円の減額は、耐震工事費の減額によるものでございます。第2項他会計からの出資金、2目他会計からの出資金200万円の追加は、第6次拡張事業に伴うものでございます。第4項国庫補助金、1目国庫補助金に225万円の追加は、第6次拡張事業の増額内示によるものでございます。7項県費補助金99万円の追加は内示によるものでございます。

支出で第1款資本的支出は1,122万9,000円減額し、4億9,279万8,000円に、内訳としまして第1項建設改良費1,205万9,000円減額し、3億3,573万7,000円に、内容としましては1目改良工事費3,805万9,000円の減額は、耐震工事の減額に伴うものでございます。2目第6次拡張事業2,600万円の追加は、須原ポンプ場場内整備及び須原地区新設工事の追加でございます。

第3項1目国庫補助金返還金83万円の追加は、平成18年度事業が確定したためでございます。

7ページをお願いします。平成19年度下田市水道事業会計資金計画でございます。

受入資金327万5,000円を追加し、10億3,123万7,000円とするものでございます。支払資金は1,007万4,000円を減額し、9億6,062万2,000円に、この結果、資金残高は7,061万5,000円を予定しているものでございます。

9ページをお願いします。債務負担行為補正に関する調書でございます。

事項は、落合浄水場耐震工事、限度額は2億6,300万円を2億2,400万円に、期間は平成19年度から20年度、金額は2億6,300万円を2億2,400万円に。財源内訳は、損益勘定留保資金でございます。

11ページ、12ページは給与明細書になっておりますので、説明を省略させていただきます。

13ページ、14ページの下田市水道事業確定貸借対照表は、さきの決算にて説明しておりますので、説明を省略させていただきます。

15ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

確定貸借対照表に今回の補正第2号の予定額を増減したもので、15ページの末尾に記載してありますように、資産合計は61億9,812万4,000円となるものでございます。

次に、16ページをお願いします。

16ページ末尾に記載してございますように、負債資本合計は61億9,812万4,000円となり、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

17ページをお願いします。

平成19年度下田市水道事業予定損益計算書でございます。

1の営業収益6億7,038万8,000円から2の営業費用5億1,951万5,000円を引きますと、営業利益は1億5,087万3,000円となるものでございます。

次に3の営業外収益418万2,000円から、営業外費用1億3,894万7,000円を差し引きますと、マイナス1億3,476万5,000円となり、この結果、経常利益は1,610万8,000円で、これに5の特別利益1,000円を加え、6の特別損失500万円と7の予備費400万円を差し引きますと、当年度純利益710万9,000円を予定しているものでございます。

以上、大変簡単ではございますが、議第66号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長(増田 清君) 議第60号から議第66号までについて、当局の説明は終わりました。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時55分休憩

午後 2時 5分再開

○議長(増田 清君) 休憩を閉じ会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第60号 平成19年度下田市一般会計補正予算(第3号)に対する質疑を許します。質疑はございませんか。

3番。

○3番(伊藤英雄君) 予算書20ページの市債について、臨時財政対策債を80万円借りているんですけども、これはその上の農林水産業債の8番の借り替えみたいなのをしたという理解でいいんですか。何か特別に使ったとか、そこの説明を。

○議長(増田 清君) 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） これについては、たまたま80万円という同じ数字になっているだけございまして、ご存じのとおり臨時財政対策債については、交付税制度の改正に伴いまして、いわゆる地方の借金は地方でということの中で、そういった意味では交付税の一部肩がわりという形の中で、臨時財政対策債ができ上がりまして、そういった意味では交付税が確定したことによります臨時財政対策債の枠がここで決まると、それが80万円分が追加になったということでもあります。

それで、一方の小規模局部改良事業の80万円につきましては、予算の中でご説明したとおり、一応当初は起債、それから国庫負担金、それから一般財源で賄う予定でおったわけですが、その後、地元のこの事業に対する船主組合の方から、100万円の寄附金が受けられることになったと。そうなりますと、地方債の算定上その100万円は控除財源にしなさいよということですよ。ですから、当初の予定では具体的に言いますと事業費が800万円ぐらいだったんですね。それに対して40%の国・県の支出金が320万円、残りの75%を地方債、360万円という想定で予算を組み立ててあったわけです。それに対して事業費800万円に対しての国・県の支出金をかわらず320万円、なおかつ、控除財源として寄附金が100万円入りしましたので、その分を控除した75%の起債となると280万円ということ、当初の360万円から280万円に減額になったことによります80万円の減額というものです。この80万円はたまたま数字は一緒ですが、性格は全く違うということでもあります。

○議長（増田 清君） 3番。

○3番（伊藤英雄君） 結局交付税が減額になって、そこの部分で臨時対策債の借りられる枠がふえたので借りたと、そういう理解でいいですか。

○議長（増田 清君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） いわゆる何て言いますか、臨時財政対策債という制度自体が、そういう形で当初スタートしているわけでありまして。そういった意味では、三位一体改革に伴います交付税の削減の一環の中で、国の本来なら今まで従来は交付税特会という形の中で国が借金をして各地方自治体の不足額を、交付税財源としてやってくれたわけですが、それが国の借金を極力減らそうという三位一体の改革の一環の中で、交付税の削減という中で、そういった意味では不足した部分を転嫁するといえますか、要するに地方の借金で何とかしなさいよというような形になっているということでございます。

○議長（増田 清君） いいですか。

ほかにございませんか。

9番。

○9番（増田榮策君） 2点だけお聞きします。

大久保婦久子さんの基金、以前と同じに篤志家から寄附があったわけですが、この寄附というのはだんだんたまってきた場合、これは何かこの基金の性格上、使うというのも非常に難しいかと思うんですが、この基金の使い道について何か考えられているかどうか、第1点をお伺いします。

第2点目は、つい最近全員協議会が市民会館であったときに、市民会館の中にかけてあった大久保婦久子さんの絵のところに、確か補修中というような張り紙がしてあったような記憶がするんですが、かけてある絵に例えばカビが生えたとか、何かそういう事態になったのでしょうか、その辺のところをちょっと聞かせてください。

○議長（増田 清君） 番外。

○総務課長（糸賀秀穂君） このたびの寄附金につきましては、大久保婦久子先生のお姉様がお亡くなりになりました、そのご遺志によりましてご寄附を賜ったということでございます。

現在、基金が18年度末で1,000万円ほどございます。今回この100万円を基金にまた積み立てさせていただきまして、1,100万円ほどになりますけれども、ご承知のように、本年度の当初予算の中で「山の幸・海の幸」これは市民会館の方に展示してありました作品でございますけれども、これが当初の紫外線等の影響があるのかどうかということ、修復の予算を計上させていただきました。それで、このたび大久保先生の下でございまして、東京在住の先生の方に作品を見ていただきまして、修復作業に入らせていただいているところでございます。もう近日中にこの作業を終わらせて、また元の場所に展示するような運びにはなっております。

それで、この基金の今後の使い道についてでございますけれども、今年度のその修復作業に対しまして、一定の取り崩しを予算計上させていただいておりますけれども、また今後、そのような作品にかかります支出という事態が生じましたら、作品の保存、あるいは皆様方への良好な状態での展示についての配慮の中で、考えさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 9番。

○9番（増田榮策君） 聞くところによると、皮製品というのは大変湿気に弱くてカビやすいのだそうです。大久保さんの製品は、皮製品に圧力をかけてでこぼこにしてある、その間を

色彩であれしてある。一応カビが生えたとそれをカビを取ってあれすると多少の絵の劣化というんですか、皮の表面の劣化、これがあるのではないかと心配する人もいましたので、ぜひ保存の方に細心の注意を払っていただきたいなど、そういうふうに思います。

下田市の唯一の文化勲章の方の作品でございますので、ぜひその点のご配慮をお願いしたいと思います。

以上。

○議長（増田 清君） ほかにございませんか。

1 番。

○1 番（沢登英信君） 補正予算の概要説明の方で資料として質問させていただきます。

歳入の 3 ページの16の0305の01、県費の権限移譲によります事務交付金等がその右側に一覧で出ておりますが、いわゆる県からの権限移譲事務交付金が三角になるというのは、どだいどういうことなのかということが 1 点であります。

そして、県からの移譲事務についてはどのような形で了解といたしますか、話し合いがされているのか、仕事だけおりにきて、これに伴う財源がきっちり補てんされていないというようなことがあってはまずいと思うわけですが、これらについてどのような話し合いがされて、このような補正になったのか、第 1 点目お尋ねをしたいと思います。

それから、9 ページの職員の退職手当組合の特別負担金等が5,915万6,000円出ておりますが、これらの退職金の負担の内容はどういうことか、今後の傾向としてこの特別負担金がどのような経緯といたしますか、退職予想を含めて検討されているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、13 ページの南豆衛生プラント組合への負担金が472万円補正で出ておりますが、恐らくこの内容は炭化されて処分されたものが、カドミが含まれていて特別な措置をしなければならぬと、こういう費用が含まれているのではないかと思いますけれども、そうなのかという点と、これらのものが次々各南伊豆と下田の負担金が炭化したものの処理のためにふえていくということではまずいと思うわけでありまして。どのような形で経費がふえないようにこの改善を図ろうとしているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、その下の上下水道の第 6 次拡張工事、稲梓地区ですか、特に須郷、口村等のこの水道を引くということですが、第 6 次の拡張工事がどういうわけで200万円の増になるのか。総額として第 6 次の拡張工事の総額は幾らと、これが今後ふえるとか減るとかというように若干あるのかもしれませんけれども、総額として幾ら予定をしているのか、

見込みをお尋ねをしたいと思います。

そして、これに伴いますと、やはり全市に水を供給するということは当然であります、採算の面では当然大変困難な水を使う地区ではないと思いますので、家庭への給水をするという形になりますと、大変上水道の方の経理上は困難になってこようかと思うわけですが、そこら辺をどのように考えているのか。一般会計からの繰り入れ等々を含めての見解があるのかどうなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、14ページの須崎及びその下の集落排水であります、やはり公有水面の申請の、今度は委託料の増ということでありましてけれども、やはりこの白浜、須崎等の漁港については、やめろというわけにはいかないでしょうけれども、長いスパンできっちりその効果を見ながら実施をするという財政運用が必要かと思いますが、そういうものに反して200万円の増。

それから、集落排水については今後一定の期間がたって、中のポンプを含め施設を改善していかなければならない、こういう時期にきたということの意味しているんだろうと思うわけですが。24万円の繰出金ということでありまして、そういう傾向に管理費をどう削減をして効率的な管理をどうしていくのかということは、今後の大きな課題にもなっていこうかと思うわけですが、その点をどのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、ちょっと戻りまして恐縮ですが、環境対策課の予算がそこに含まれておりまして、焼却場の管理事務費が人件費分として113万円出ておりますが、それに関連しまして一般質問の部分に関連するわけでありまして、8月27日に市内の業者に許可書を出したと。その中に家電4品目のうちの2品目、冷蔵庫、テレビについては除いて、残りの2品目、洗濯機とエアコンの許可をおろしているわけでありまして、その業者のチラシを見ますと、市民から徴収する代金は洗濯機が2,200円、エアコン3,000円、まさにリサイクルそのものの値段になっているわけでありまして。そして、市の規定でいきますと、それらは条例上は1,000円ないしは1,500円だと、市の条例をこれまたオーバーしている違法なチラシが出ていると、こういう形になっているわけです。

家電4品目については、許可から外すべきだという指摘をしましたが、それらの指摘を無視して許可をする、業者はこのようなチラシを市内配布している、違法なチラシを配布している、こういう状態を指摘したい、これをどのように考えるのか、どう是正をするのか、あわせてお尋ねをしたいと思います。

以上であります。

○議長（増田 清君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） それでは、まず第1点目の県費の権限移譲事務交付金の減額の部分でございますが、先ほど予算の概要のところでご説明申し上げたとおり、この権限移譲事務交付金につきましては、従来県で取り扱っていた事務を各市町村に、そういった意味では権限を移譲して事務執行をさせるような形の中で、そういった意味ではその事務の適正な執行ができるように、県としては財源補てんをするよというような趣旨のものでございます。基本的には、いわゆる現在の算定としては先ほど申し上げた静岡県の権限移譲事務交付金交付要綱に基づきまして、権限移譲事務の適正かつ円滑な執行を図るために、この要綱に基づいた算出書によりまして、実績に基づいて算定をされ、交付額が確定するものでございます。

なぜ減額になったかということは、一応前年の実績等も踏まえて当初予算でとりあえずこのくらいの形のものが、事務執行上事務量としては、逆に言うとその事務量に見合った交付金が交付されるだろうという形で算定をしたところが、現実には実際の件数等の減によりまして、交付額が減額になってきたというものでございます。

説明資料が歳出科目しか入っていないものですから、実態がではどんなものかというのが非常にわかりにくいもので、大変申しわけないです。ちょっとスペースの問題もありまして、またシステムが変わった件もありまして、具体的に記載できなかった点がございます。

どういった事務が該当しているかと言いますと、まず土地利用対策事業という部分で申請書等の受付事務等についてのもの、それから住民基本台帳の部分、それから社会福祉総務事務等、いわゆる在宅知的障害とか、家庭児童相談事業とか、母子保健相談事業とか、そういった面のいわゆる民生費的な部分のもの、それから環境対策、環境衛生、それから農業、総務、林業振興等々、商工、一応大体の項目について、消費者行政なり、また土木、都市計画等々、それぞれの事業に対しての実績に基づいてものであります。そういった意味では、この中で一番大きいマイナスは都市計画総務事務の11万8,000円のマイナスというのが大きな要因になっているのが実態でございます。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 番外。

○総務課長（糸賀秀穂君） 退職手当組合負担金の補正についてのご質問でございます。

概要書ですと、8ページ、9ページ、予算書ですと24ページ、25ページの100番事業、総務関係人件費の11節負担金補助及び交付金でございます。19年度、これは5,915万6,000円の追

加補正をお願いするものでございますが、これは19年度末、来年3月31日限りで退職する予定の職員が全部で19名ございます。うち定年退職が7人、それから勸奨退職が11人、普通退職1人でございますが、この退職を予定している職員の特別負担金でございます。

今後の予想ということでございますけれども、現在人事計画に基づく人件費で見込んでおりますのは、平成20年度で定年退職者5人、勸奨退職3人、21年度におきましては定年退職2人、勸奨3人を見込んでおります。さらに22年度で定年5人、勸奨3人という一応の人事計画を立てておりますけれども、これはあくまでも計画でございまして、実際この人数が、どう動くかによりまして、またこの負担金の額については変動してまいるということでございますが、来年の3月31日で一応退職される職員というのは先ほど申し上げましたように、19人の予定となっております。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 番外。

○環境対策課長（藤井睦郎君） 環境対策関係のご質問でございますが、まず、プラントの負担金の472万円の件でございます。これにつきましては、全体で745万3,000円の分について均等割、また実績割をしまして、下田市の負担として472万円となっているところでございます。

主なものにつきましては、副場長の兼務がございまして、この兼務につきまして今の仕事量と事務量を勘案した中で、3分の1を負担という部分と、先ほど沢登議員さんがご質問のとおり、炭化品の処分についての部分についても計上させていただいております。年間大体58トン、そしてそういう中で213万4,000円の計上でございますけれども、専決で去年の分の処理をさせていただいて、その残りの分がありましたので、その差し引いたものが処分の業務委託費として計上させていただいております。

今後この問題につきまして、どのようにふえないようにどうしていくのかというご質問でございますが、9月6日にプラント議会を開催いたしまして、その後この問題につきましてご報告させていただいたところでございます。

ことしに入りましていろいろこの問題に対しましてどのようにということで、下水道汚泥の投入ということもひとつ検討していく中で、県にもそういうほかのものが入るわけですので、そういう手続等申請をしていく中で、プラントで処理するに当たっては、その下水道で汚泥の分、入れた分については処理費用を徴収しなさいと、使用料というんですか、そういう条件も一つ出てきまして、実際その辺の部分について、プラントといたしましてそういう

取る根拠というんですか、使用料、そういう条件というのがなかなか整っていない部分がございますまして、そういうものと、また、下水道汚泥を入れる、現実処理能力というものがございまして、それを超えるということがなかなか難しい部分がありますので、そういう許容範囲内のその汚泥の投入という中で、今現在の数値に対して、どの程度下がることのできるのかというようなことも検討した中で、その量的な部分に多少難しい面もあるのではないかとというような、いろいろなこともちょっとありまして、その解決方法というものを今検討していると同時に、もう一つは下水の汚泥以外に副資材、例えば木くずとか竹くずとか、またゼオライトとか、そういういろいろな副資材を入れることによって数値を下げることもできるのではなかろうかというような、今検討もしているところでございます。

また、もう一つそういう中で、検討委員会というものを設置いたしまして、下田市の方から、また南伊豆の方から、両方関係する課長さん等ご参集いただきまして、9名の方々でまたこの環境対策課が、組合が事務局となりまして立ち上げました。そして、この資源化が達成できないいろいろなことにつきまして、原因とか方法とかいろいろ論議していただいて、そして検討していただいて、解決の方向へどう向かうことができるのかということと一緒に調査し、検討していただくということで今進めているところでございます。

また、その200万円の水道事業会計の繰出金の件でございますが、これは稲梓地区の未普及地域の配管のためということで、国庫補助対象の3分の1の額になっているというところでございます。

また、人件費関係でちょっとお尋ねでございましたが、その業者のエアコン、また洗濯機の料金について、市の料金とどうなのかというご質問でございます。この市の定める料金につきましては、あくまでもここ下田から伊東の方へ集積場がございまして、その運搬する手数料ということでなっております、その広告に出ている額というのは、そういう額も含めた中で処理費用も入った額ということになっておりまして、その額に下田市で決めているその運搬の手数料が中に入っている、それを超える処理費用も含めた額でその広告がなっているということになるわけでございます。

以上でございます。

○議長（増田 清君） 番外。

○産業振興課長（滝内久生君） 須崎漁港の関係でございますけれども、一時に比べまして事業費は縮小しておりますけれども、着々と進められておりまして、その効果は著しいものがあると考えております。

また、水産業にとって重要な社会資本ですので、計画どおり粛々とやっていきたいというふうに考えております。

それから、集落排水の機器更新の時期にきているのではないかと、そのとおりでございます。今回も特に管理上必要だということで、3台のポンプの更新ということでお願いしてございます。平成3年供用開始以来、約17年ほど経過してはいますが、沢登議員おっしゃるとおりの更新時期にきております。とりあえずほかの水産関係の補助をいただいて、やりたいというふうに考えておまして、ほかの補助が平成23、24年近くまで延びますので、平成23年に更新計画、平成24年から着手ということで、課内検討を進めております。

また、管理については現在もう最小限ということで執行しております。もう一度見直して削れるところはできるだけ削るということで、また今後やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（増田 清君） 1番。

○1番（沢登英信君） 県からの移譲交付金について再度もう1点確認をしたいんですけども、この県からの移譲の案件については、下田市が主体的に考えてこれは受けると。しかし、これはまだ下田市の体制がないのでこの移譲は受けないと、こういうことがされているのかされてないのか、またそういうことが許されるのか許されていないのか、この市と県との移譲関係のあり方について再度お尋ねをしたいと思っております。

それから、衛生プラントのこの問題は、環境をカドミで汚染をしていくと、大変重大な問題が含まれているわけです。そして、この汚泥再処理センターは肥料としてこれを再利用していくと、この枠組みが全く壊れてしまうと、何のために事業をやったのかということに立ち至るような問題を含んでいると思うわけです。下田の関係課長さんと南伊豆の課長さんで対策委員会をつくられたということは聞いておりますけれども、単に今回その処分の費用が213万円必要だから補正で認めましょうと、これだけでとどまるような内容の問題では私はないと思うわけです。この汚泥再処理センターは炭化するというような仕組みであってよかったのかどうかを、きっちり議論をすべき内容を含んでいますし、この事業に携わった業者の責任もあいまいのままいいと。ただ処理に困るから予算措置をするんだと、こういうことであっては余りにも不見識といえますか、問題が放置されたままになると思うわけがあります。そういう点で、この管理者であります市長の見解を再度お伺いをしたいと、この点については思うわけがあります。

上水道の稲梓の件については、全体の計画が水道事業の方でわかれば、また後ほどお願い

をしたいと思います。とりあえず、再質問をします。

○議長（増田 清君） 番外。

市長。

○市長（石井直樹君） 衛生プラントの関係でございますけれども、炭化設備の施設をつくったことが果たしてよかったのかどうかというようなことでございますけれども、やはり廃棄物を再資源化にするというのが時代に合ったものである、こういう考え方の中で、プラントの中で過去、この計画を煮詰めて議会で承認して、今進められてきたわけでありまして。ただその中で炭化物の肥料化の登録ができないというところにきていますので、先ほどから環境対策課長がご報告申し上げましたように、今、下田市と南伊豆の両方の市町から何人かの課長に入っていただきまして、この改善策をどういうふうにやっていったらいいかという検討委員会をスタートさせていただきまして、その中でしっかり早目にいい方法を見つけていきたいと、こんなふう考えております。

○議長（増田 清君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） まず、再質問の1点目の、県の権限委譲事務交付金のありようについて、沢登議員のおっしゃる趣旨というのは、いわゆる財源を持ち出しになるような状態で、市に対して負担を強いるような権限移譲というのはいいのかどうか。それに対して市として、受ける側としてはそれに対して拒否といいますか、断ることができないのか、選択ができないのかというご趣旨だろうと思います。確かに理論的にはその辺の理屈はわかるわけでございますが、いずれにしても現状においては先ほど申し上げた静岡県の権限委譲交付金交付要綱の条項の中の定義の中に静岡県の事務処理の特例に関する条例という、条例の規定がございまして、その条例に基づいて各市町に対して、こういう事務は権限の移譲をしますよと、それに対してこの要綱の中でそれぞれ事業の事務の取り扱いの件数に応じた、いわゆる基準額がございまして、それぞれの基準額に総じて件数を掛けた状態の中で、この要綱にのっとった予算の範囲内で交付額を定め、毎年5月31日現在で確定し、6月末までに交付するというような交付要綱になっております。

そういった意味で、確かに県の一方的な形の中で財政負担を強いるような事務をどんどん受け入れるのはいかななものかということだと思っておりますが、そういった制度の中で対応をしているということの中でご理解をいただきたいと、かように思います。

○議長（増田 清君） 1番。

○1番（沢登英信君） 内容的には当然協議ができると、断わることもできるというぐあいに

私は考えますので、ぜひともそこら辺を詰めた協議を、要望でありますが進めて、市民のためになる、そして市の財政負担がそれほど大きく伴わない、そういう体制で頑張っていたいただきたいと思います。

それから、言葉尻をとらえるようで恐縮であります、須崎や白浜の漁港が大変その効果を上げていると、こういう評価をしているようでありますが、ぜひともそういう具体的事実があれば、主要な施策に記載をしていただきたいと、このように思います。

それで、この家電の問題であります、処分費まで含めて記載をしているんだと、こういう答弁であります。処分費用まで含めて記載をしているのであれば、冷蔵庫やエアコンは下田市にその残渣物を持って来るといことはないと、そういう答弁になりますね。家電リサイクルですべて業者が営業している伊東なりどこだかに集積してリサイクル協会が処分をすると、そういうことになるわけですね。そういうことにならないとして、その残渣物を下田市の清掃事務所に持って来るといことを許可するとしておれば、この値段表は1,000円と1,500円にならなければならない。洗濯機2,200円は1,000だと、エアコン3,000円は1,500円以下で、市の条例が定める以下の値段で取り引きをしなければならんと、こういう前に指摘しました配送法の違反ということになると思います。どうなんですか。

○議長（増田 清君） 番外。

○環境対策課長（藤井睦郎君） 今、洗濯機とエアコンのことですけれども、市はこれを先ほど申し上げているとおり、伊東へ運搬賃として市のセンターの方へ持ち込まれた場合、その運搬手数料をいただいているわけでございます。

また、業者の方の洗濯機、エアコンの分については、そこで処理しているわけございまして、その処理費用ということでございまして、市の方の運搬の手数料の額とその額の整合というのはないというふうにとらえております。

○議長（増田 清君） 1番。

○1番（沢登英信君） 答弁になっておりませんので、また後ほど検討してくれるように議長の方からご指摘をいただきたいと思います。言っていることの議論がかみ合っていない。

○議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

11番。

○11番（土屋誠司君） 一部事務組合の南豆衛生プラントのことですけれども、ここで余り言うのも何ですけれども、先ほど説明の中で、取水施設が撤去について予算化されたということですが、この取水施設は以前からも、去年の4月から使っていませんね。それで、なぜ

今予算化したのかということと、去年の4月から使っていない電気の基本料というか、この夏見たときにはメーターがまだついていたみたいですが、基本料はどうなっていたのかを伺います。

また、今ありましたカドミの低減策について、副資材の投入方法を考えているとかそういうのを聞きましたけれども、これについては当初の汚泥再生処理センターは生ごみを日量2トン入れて、それでないとこの処理センター方式というのは許可にならないと、それから始まっているんですよね。そこへまた逆戻りするようなことですよね。そもそもこの汚泥再生処理センターで炭化方式というのは、こういう施設を選定した検討が十分されていなかったんじゃないかという、そういう反省はありますかということをお聞きします。

○議長（増田 清君） 土屋誠司議員に聞きますけれども、今の炭化の件はどこの補正予算の関係で質疑していますか。

○11番（土屋誠司君） 負担金のところですか。

○議長（増田 清君） 負担金ですか。

当局の答弁をお願いします。

番外。

○環境対策課長（藤井睦郎君） 今の誠司議員さんのお尋ね、この計画を要するに出发点というんですか、そういう部分の中で生ごみということでございます。

この資源化の方向性につきましては、13年当時に検討されているようでありまして、そのときに3つの選択肢があったようでございまして、1つはメタン発酵ですか、メタンガスの回収をしてその資源化というか、循環型というようなことを検討を1つしたと、それについてはその回収量が少なくて、なかなか補助の対象になることは難しかったということです。そしてもう一つは今のお話の生ごみ、コンポストとか生ごみ等をまぜて乾燥発酵させ、そして堆肥化という、こういう方法も一つあったようでございまして、その生ごみについては教育委員会の学校給食とか、また、魚かす、そういうものをまぜて乾燥発酵というような方法も考えられたようでございます。

この施設が新しくできる前の旧施設におきましては、この乾燥発酵というところで堆肥化をとめて、それで肥料化していたわけでございますが、やはり炭化の前の段階でおきます量が大変多くて、なかなか処理が難しいという面と、魚かすというこの臭いの点でしょうかね、そういう部分で住民の方のそういうお話もあって、量の面とかそういう面でちょっと断念したというか、ほかの方法という、そのあと、そして3つ目の炭化ということで、この方法に

選択をしてきたという、また、学校給食等におきましては、要するに固形物、割りばしとか、そういうほかのものの混入等もあるという部分もありまして、なかなか難しいのではないかなというような選択肢の中から、最終的に炭化の方向へということで事業が進められたと、このようにお聞きしております。

以上でございます。

○議長（増田 清君） もう1点、放流水、ポンプの。

○環境対策課長（藤井睦郎君） 要するに、ポンプ場の撤去のことですね。その件につきましても今回挙げさせていただいて、その方向で段取りをしていくということでございます。一応あそこは稲生沢川からの取水といいますか、そういう部分で県との話というか交渉というか、手続とか、そういう確認事項とかいう中で、今年度になったということでございます。

[発言する者あり]

○環境対策課長（藤井睦郎君） 電気はとまっていますから、メーターはとめてありますから、それは発生していません。

○議長（増田 清君） 11番。

○11番（土屋誠司君） すみません。ほかの事務組合のことですけれども、基本的にこの方法が間違っていたんではないかということで、もう少し言いたいと思います。

そもそもこの汚泥再生処理センター方式しか補助対象がないということで始まりました。それで先ほど課長言われましたように、下田市に漁協が日量2トンでしたか、そういうのを入れて下田市全体でいろいろなものを下げるといところから計画が始まって、これが出てきたんですけれども、その生ごみ2トンはなくなり、そういうものを入れないから自分は汚泥再生処理とかいう、そういう方式ではないんじゃないかということ言ってきたんですけれども、そうしたら途中から、先ほどもありました集落排水の汚泥を入れるから、それで汚泥再生処理とかいう、そういう何かわけのわからないそういうので、汚泥再生処理センターになってきました。

それでそうだったんですけれども、完成前とか、計画の直前ですけれども、日本環境センターだったか、あそこへ皆さんで視察に行ったとき、そこで初めてわかったんですけれども、汚泥再生処理センターにおいて、炭化方式とか、最終のものをやるのもありますけれども、一番安いのは処理をして下水道へ直接放流という方式が、全く汚泥再生処理センター方式で、今やっているのは恐らく半分の値段でできたわけですね。そういうものを検討してきたのかというは、やっぱり当局に瑕疵とかいうか、そういうことがあると思うんですよ。

なぜそういうのを設計メーカーに指導をしなかったと言ったら、下田市からこの方式でやる方法を組み立ててくれと、そう頼まれたと言うんですよね。ですから、当局が一番最初から、安くてこの下田に合った方式を選定していれば、こんなことにならなかったと思うんですよ。その辺の反省があるかどうかをお聞きします。

○議長（増田 清君） 番外。

○市長（石井直樹君） 炭化施設を選択したことに対して、管理者として反省しているかと言われますと、この補正の中で答弁あるいは質問されるような問題ではないというふうに私は思います。

議員もプラントの議員でしたから、これは当時から専門の担当者が十分詰めて議会の中に提案されて、いろいろな当時から議員も反対意見を述べたり、ほかの方法もあるんじゃないか。だけれども、この炭化施設は先ほど申し上げましたように、時代に合った僕は施設だというふうに思います。やはり出てきたものを肥料化して、登録して、それをまた売却できるとかいろいろな問題点があったからこそ、議会でもこういう施設を選択したわけでありまして、ただこういうカドミウムの数値が高くなるかということは当然わからなかったことですよ。はっきり言ってこの施設を造る、造らないの間違いじゃなくて、そのカドミウム値が搬入されるし尿の中にこんなに多い数字というのは事前にわからなかった。ですから、この施設の問題とこの搬入されるカドミウムの数値の問題については、別個の問題だというふうに考えています。

ただ、現状はそのために肥料登録できないわけでありますから、先ほど申し上げましたように、検討委員会でしっかりこの辺の議論を今していますので、もうちょっと質問がこういうところに出てくる質問じゃない。やっぱりプラントの中でしっかり今進めているわけでありますから、この補正の中で管理者の責任と言われても、ちょっと私の方からは答弁はしかねます。

○議長（増田 清君） 11番。

○11番（土屋誠司君） 今市長がカドミの問題でこうなっている。そうではなくてそれ以前に、この下田市においては一般廃棄物であるし尿処理が、どう処理するのが一番安くていい方法かという、その検討が足りなかったということを言いたかったんです。

それから、今カドミは数値が高かったのがわからなかったなんて、わかっていたんですよ。事前に4.7というのがずっと出ているんですよね。4.7と言ったらもうその場合によってはオーバーすることはわかっている。それを前例のない炭化方式、ほかになかったんですよね。

下田市が宣伝になるというああいうものを持ってきて、ではそういうことで市民に負担がかかるのではないですか、そのやり方が悪かったから。今回もこの汚泥再生処理にならないから。まあそういうところですよ。

○議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

7番。

○7番（田坂富代君） すみません。先ほどちょっと聞き逃しちゃったのかもしれないので教えていただきたいんですが、0244事業、男女共同参画事業ですけれども、この具体的な内容をちょっと教えていただきたいんです。印刷製本等郵送料と出ていますけれども、簡単に説明をお願いします。

○議長（増田 清君） 番外。

○企画財政課長（土屋徳幸君） 男女共同参画事業の執行内容でございますけれども、先ほど歳出の中で概略ご説明したわけでございますけれども、そういった意味では参画に対するアンケート調査等々を実施するというので、そういった意味では全体予算が少ないものから、現状の少ない予算の中でできるだけ手づくりで何とか情報収集等をして、執行していきたいというような事務的な経費しかちょっと予算が措置できなかったものから、申しわけないですがそういうような内容です。

○議長（増田 清君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第60号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

なお、人件費については、総務文教委員会に付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時58分休憩

午後 3時 8分再開

○議長（増田 清君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、議第61号 平成19年度下田市稲梓財産区特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第61号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第62号 平成19年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第62号は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第63号 平成19年度下田市介護保険特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

議題63号議案は、産業厚生委員会に付託します。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託をいたします。

次に、議第64号 平成19年度下田市集落排水事業特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

ただいま議題となっております議第64号議案は、産業厚生委員会に付託をいたします。

次に、議第65号 平成19年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） 質疑がないものと認めます。

議第65号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第66号 平成19年度下田市水道事業会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

1番。

○1番（沢登英信君） 稲梓、須原地区へのこの第6次拡張工事の補正が出ているわけですが、全体の事業計画がここのところ一定の手直しもあると思いますが、今後大きな手直しがないかどうか、この形で進められるのかどうかという点と。

やはり水道の事業収益ということから考えますと、なかなか水の使用料が上がらない地区というぐあいに考えてもいいかと思いますが、収益上の問題点が出てこようかと思いますが。当然一般会計からの補てん等々含めての方向づけもされているのかもしれませんが、将来にかかわるそこら辺の問題点について、見解があれば上下水道課長の方からの答弁をお願いをしたいと思います。

○議長（増田 清君） 番外。

○上下水道課長（磯崎正敏君） 第6次拡張事業については、平成17年度から実施しております。予定では平成22年までの予定でございます。全体事業費については前にもお答えしておりますけれども、2億5,800万円を予定しております、今事業を遂行中でございます。

それから、出資金の話をちょっとその前に一緒にさせていただきます。出資金については、今やっている事業が簡易水道事業等施設整備事業補助という名前の上水道未普及地域解消事業、これは給水区域内事業という形の中の国庫補助対象事業として今やっております。この中の企業債の手引というような形のものの中に、簡易水道施設整備費の国庫補助金についてという形の中で、給水区域内無水源に該当するものについては、国庫補助額の3分の2に相当する額を企業債として出資金として、一般会計のから出すような形の中で書いてあります。一般会計の方からはこの企業債が借りられるような形になっている制度でございます。

それから、費用対効果の話があるんですけども、一応今やっている区域については100世帯ぐらいを今予定しております、1世帯当たり1カ月2,000円程度で計算しますと一応2,000円で100戸の12カ月でいきますと、大体年間240万円ぐらいの金額が入ってくるのではないかなという形になっております。それで、今の配水管の耐用年数が40年でございますので、その40年を掛けますとおおむね9,500万円から600万円ぐらいの金額になるのではないかと思います。

ここの中において、2億5,800万円の3分1という形の中でいきますと、国庫補助が3分の1、出資金が3分1、それから一般の方が一応3分の1という形でいきますと、おおむね8,600万円ぐらいの一般財源があればできるという形の中でいけば、負担はないという形の中で、企業会計の費用対効果はあるという中で考えております。そういう形の中で一応今事業を進めていっているということです。

以上です。

○議長（増田 清君） いいですか。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（増田 清君） これをもって質疑は終わります。

ただいま議題となっております議第66号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

なお、人件費につきましては総務文教委員会に付託します。

○議長（増田 清君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日20日から28日まで決算審査特別委員会の審査を、10月1日及び2日に各常任委員会の審査をお願いし、10月3日本会議を午前10時より開催いたしますので、ご参集のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、22日、23日、24日、29日、30日は休会といたします。

ご苦労さまでした。

なお、このあと、各派代表者会議を開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室へお集まりください。

午後 3時15分散会